



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A茨木市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「DISCLOSURE 2026」を作成いたしました。

また、当J Aが取り組んでおります、自己改革の実践状況についても記載しております。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月 茨木市農業協同組合

プロフィール

◇設	立		昭和50年3月
◇本 店 所 在 地			大阪府茨木市上穂積二丁目1番50号
◇出 資 金			1,146百万円
◇総 資 産			203,181百万円
◇単 体 自 己 資 本 比 率			23.89%
◇組 合 員 数			7,310人
◇役 員 数			25人
◇職員数（嘱託職員含む）			118人
◇営 業 店 舗 数			計7店舗

※令和8年3月31日現在

目 次

あいさつ	1
1. 経営理念および経営方針	2
＜参考＞内部統制システム基本方針	4
2. 経営管理体制	5
3. 事業の概況	6
4. 農業振興活動	8
5. 地域貢献情報等	9
6. リスク管理の状況	11
7. 主な事業の内容等	23
＜ご参考＞『JA茨木市自己改革工程表』	35
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	37
2. 損益計算書	39
3. キャッシュ・フロー計算書	41
4. 注記表	43
5. 剰余金処分計算書	54
6. 部門別損益計算書	55
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	57
8. 会計監査人の監査	57
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	58
2. 利益総括表	59
3. 資金運用収支の内訳	59
4. 受取・支払利息の増減額	59
III 事業の概況	
1. 信用事業	60
（1）貯金に関する指標	
① 貯金の科目別期末残高	
② 貯金の科目別平均残高	
③ 定期貯金の金利条件別内訳残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 貸出金の科目別期末残高	
② 貸出金の科目別平均残高	
③ 貸出金の金利条件別内訳残高	
④ 貸出金の担保別内訳残高	
⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑥ 貸出金の使途別内訳残高	
⑦ 貸出金の業種別残高	
⑧ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑨ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	
⑫ 貸出金償却等の額	
（3）為替業務等取扱実績	
① 内国為替取扱実績	
② 公共債の引受額・公共債窓販実績	
③ オフ・バランス取引の状況	
（4）有価証券に関する指標	
① 有価証券の種類別平均残高	
② 商品有価証券の種類別平均残高	
③ 有価証券の残存期間別残高	
（5）有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
（6）預かり資産の状況	
① 投資信託残高	
② 残高有り投資信託口座数	

2. 共済事業取扱実績	68
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 購買事業取扱実績	69
(1) 受託購買品取扱実績	
(2) 買取購買品取扱実績	
4. 販売事業取扱実績	70
(1) 受託販売品取扱実績	
(2) 買取販売品取扱実績	
5. 指導事業	70
6. その他の事業	70
Ⅳ 経営諸指標	
1. 利益率	72
2. 貯貸率・貯証率	72
3. 職員一人当たり指標	72
4. 一店舗当たり指標	72
Ⅴ 自己資本の充実の状況等	
《定性的な開示事項》	
1. 自己資本比率の状況等	73
2. 信用リスクに関する事項	73
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要	74
4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	74
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	74
6. CVAリスクに関する事項	74
7. マーケット・リスクに関する事項	74
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	75
9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要	75
10. 金利リスクに関する事項	75
《定量的な開示事項》	
1. 自己資本の構成に関する事項	77
2. 自己資本の充実度に関する事項	78
3. 信用リスクに関する事項	79
4. 信用リスク削減手法に関する事項	82
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	82
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	82
7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	82
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	83
9. 金利リスクに関する事項	83
【JAの概要】	
1. 機構図	84
2. 役員一覧	85
3. 会計監査人の名称	85
4. 組合員数	85
5. 組合員組織の状況	86
6. 特定信用事業代理業者の状況	86
7. 地区一覧	87
8. 沿革・あゆみ	88
9. 店舗等一覧	89
【参考】	
開示項目一覧	90

※1.本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。

※2.計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

組合員・利用者の皆さまには、日頃より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当ＪＡは発足以来、常に地域の皆さまに愛され親しまれるＪＡをめざし、健全経営を念頭に役職員一丸となって事業に邁進してまいりました。昨年度には合併５０周年という大きな節目を迎え、記念式典や組合員大会などを通じ、皆さまとともに歩んできた歴史を振り返るとともに、次代への飛躍を誓うことができました。これもひとえに皆さま方のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、第２６回ＪＡ大阪府大会では、「次代につなげる大阪農業と協同の力 ～協同活動と総合事業で地域とあゆむＪＡグループ大阪に～」をテーマに、持続可能な大阪農業の振興や協同活動を通じた豊かな地域社会の実現などに取り組んでいくことが決議されました。当ＪＡにおきましても、この決議内容を踏まえ策定した第１３次中期経営計画の２年目を迎えました。

半世紀の歩みを経て、本年度は新たな出発の年となります。これまで以上に組合員の皆さまとの対話を大切にしながら、協同活動と総合事業を通じて地域とのつながりを深め、組合員の暮らしと地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。また、持続可能な地域農業の振興に向け、多様な担い手の育成や労働力確保、農家所得の向上などの課題に積極的に取り組み、地域農業のさらなる発展に尽力してまいります。

今後も法令等コンプライアンスを遵守し、さらなる内部統制の確立を通じ経営基盤強化と健全性を確保し、組合員や利用者の皆さまはもとより地域社会の信頼をさらに向上するよう万全を期してまいります。

本冊子は、当ＪＡのこの１年の実績や活動などについてとりまとめています。ご高覧いただければ幸いに存じます。

今後とも皆さまのご支援ご協力をお願い申しあげまして、ごあいさついたします。

令和８年７月

茨木市農業協同組合

代表理事組合長 西 上 聡

1. 経営理念および経営方針

**「人」「自然」「地域」との
ふれあい・きずなを大切にします。**

人とのふれあい・きずな

常にやさしい心で人に接します。

自然とのふれあい・きずな

自然の恵みに感謝し、地域の農業を育てます。

地域とのふれあい・きずな

さまざまな活動を通じ、地域との交流を深めます。

当JAの考え方

JA茨木市10年ビジョンの「人」「自然」「地域」とのふれあい・きずなを大切にしながら、地域に根ざす協同組合として、総合事業をおこなうメリットを最大限に活かし、持続可能な都市農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現づくりに貢献しているJAをめざします。

本年度は、第13次中期経営計画の2年目として、組合員アンケートの結果やJA大阪府大会決議を指針とし、「持続可能な地域農業（大阪農業）の振興」「協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現（組織基盤強化）」「活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）」「協同組合らしい人づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つを軸に事業を推進しております。これまで積み重ねてきた組合員・地域住民との対話をさらに深め、関係強化に努めるとともに、総合事業を活かした協同活動を通じて、組合員の暮らしや地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

また、将来発生する環境変化を想定し、収支シュミレーションに基づく効率的な事業運営を目指す事業方針および事業実施計画により経営の健全性確保と経営基盤の強化に努めます。

そして、コンプライアンスや個人情報保護法を遵守し、内部統制システム強化に取り組んでまいります。

不断の自己改革の実践！

持続可能な大阪農業と地域共生をめざして

この10年後のビジョンをめざしJA茨木市は「持続可能な地域農業（大阪農業）の振興」「協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現（組織基盤強化）」「活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）」「協同組合らしい人づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つを軸に令和7年度から令和9年度までの3カ年を対象にした第13次中期経営計画を策定しました。

第13次中期経営計画

令和7年度～令和9年度

I. 持続可能な地域農業(大阪農業)の振興

- (1) 環境への配慮と持続可能な地域農業（大阪農業）の振興
- (2) 農業所得増大と担い手ニーズの対応強化

II. 協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現（組織基盤強化）

- (1) 総合事業による豊かなくらしの実現
- (2) 組合員組織等の活性化
- (3) 地域社会への貢献活動等

III. 活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）

- (1) 持続可能な経営基盤の確立と組合員から信頼される組織づくり
- (2) 各事業での対応

IV. 協同組合らしい「人」づくり

- (1) 協同組合らしい「人」づくり
- (2) 働きやすい、働きたいと感じる職場づくり

V. 広報活動の強化によるJAの魅力発信

- (1) 情報発信による農業・JA茨木市に対する理解醸成

＜参考＞◇内部統制システムの整備

法令の遵守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上を図るため、理事会において決議した以下の「内部統制システム基本方針」等に基づき、内部統制システムの整備・構築に取り組んでいます。

内部統制システム基本方針

(平成31年 2月28日制定)

(令和 6年 4月 1日改正)

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ロンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ロンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6 組合における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

7 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

2. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、今後、より一層女性の意見を直接的に反映させるため、地区から女性4名を選出しています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況

全般的な概況

令和7年度は、第13次中期経営計画の取り組み初年度として「持続可能な地域農業（大阪農業）の振興」「協同活動・JA事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現（組織基盤強化）」「活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立（経営基盤強化）」「協同組合らしい人づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つを軸に取り組みました。信用事業は、地域密着の金融機関として、相談・提案セールスを中心に事業の拡大を図り、年金振込・公共料金振替等による家計のメイン化およびJAネットバンクやJAバンクアプリによる取引などのデジタル化、また、農業融資等にも取り組みました。共済事業は、3Q訪問による保障点検活動を通じて「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提案推進活動に取り組んだ結果、長期共済保有率は17年連続の純増となりました。共済金の支払いについては組合員や利用者の立場に立ち、迅速な対応に取り組みました。資産サポート事業では、相続対策や次世代資産継承等の「資産相談業務」、農地に関する相談や土地有効活用および不動産経営相談等の「資産管理業務」、投資信託（NISA、iDeCo等）による「資産形成・運用業務」に取り組みました。営農経済事業は、営農指導員による地域巡回指導を通じ、各地域で安全・安心な農産物づくりの相談・指導を行いました。また、良質な野菜苗を安定生産するとともに、みしま館では都市農業の優位性を活かし、直売所やインショップへの安定出荷に繋げました。さらに、市内小中学校の学校給食へ米や野菜を供給し、農家所得向上に努めました。一方で、水稻苗播種施設および乾燥機摺り施設を効率的に稼働させ、生産農家の省力化と地域農業の経営継続支援にも取り組みました。介護福祉事業は、組合員や地域住民のニーズに応え、ケアマネジャー（介護支援専門相談員）による質の高い介護相談に取り組みました。合併50周年記念事業は、ダムパークいばきたウォークや記念式典、組合員大会、ゴルフ大会などを行い、多数の方々にご参加いただきました。

営農指導

営農指導を基点とした巡回指導訪問件数は2,023件で、各地区実行組合、農業振興団体連合会などの組織を対象とした営農講習会、ならびに直売所・朝市出荷者・営農塾修了者を対象とした講習会を合計で11回実施しました。また、施肥の効率化を図るための土壌診断は105検体を実施しました。地域特産品として徐々に知名度を上げている「祝蓄^{しゅくちく}（西川院菜）」「フルーツパブリカ」の更なる定着を図るため、引き続き種苗メーカー担当者と生産園場での現地指導を行い、生産量の拡大と品質向上を図りました。また、SDGsの取り組みとして環境負荷の少ない省力資材を推進するとともに地力増進を目指し、緑肥レンゲ栽培を推奨し、購入費用に助成を行いました。巡回指導における調査では、水稻については昨年に引き続き、高温障害への対応や「いもち病」の発生状況、刈り取り時期の指導を行いました。野菜ではキャベツやブロッコリーなどのアブラナ科において、ハイマダラノメイガやアブラムシなどの発生状況の確認を行い、LINEを利用して調査結果と対策の情報を生産者に伝えました。また、水稻の高温耐性品種導入に向けた試験栽培を行いました。農産物検査は登録検

査機関として7,169袋（玄米、種子粳、大豆）の検査を行いました。みしま館ならびに朝市等では、出荷されている農産物の残留農薬検査（外部委託）を実施し、検査費用の一部を助成しました。有害鳥獣被害防止対策では、55件に対し資材の購入費用の概ね30%を助成しました。新規就農者や農業後継者を対象とした営農塾は25期生の10名が修了し、修了者総数は226名となりました。また、現役世代を対象とした若葉塾は6月、8月、1月に開講しました。

生活指導

女性会活動は、どなたでも参加できる活動として「脳トレ・音楽体操」を4支店で開催し、延べ100名の参加があり、仲間づくりの輪を広げ、女性会の新規加入促進に取り組みました。また、支部が活発に活動できるよう、15回の寄せ植えや料理講習などの支部活動を支援しました。女性会50周年を記念した活動としては「仲間づくりの旅」で122名の参加者が奈良を訪れ、支部の垣根を越えて親睦を深め、「親子で体験！子ども料理教室」では31名の親子がロールケーキ作りを体験しました。また女性会セミナーでは、60名の参加者が健康体操研究家の己抄呼（みさこ）氏の話術と簡単な体操の「己抄呼（みさこ）の笑う体操」で、体もほぐれ、心身ともにリフレッシュできたこと喜びの声をあげていました。ダムパークいばきたの吊り橋をバックに『家の光』創刊100周年記念「100ダンコンテスト」にも挑戦し、全国794作品の中から特別賞を受賞しました。さらに、かねてから交流を図っているJA大阪泉州女性協議会とJA大阪北部女性協議会を招き、手芸講習やダムパークいばきたの吊り橋を渡るなど、他JA女性会との親睦を深めました。SDGs活動、防災講習も引き続き取り組み、本部クラブでは3月に6クラブの活動成果を発表するクラブ発表会を開催しました。支店単位クラブは25の組織が、文化活動やスポーツを通じてJAと地域との親交を深めました。

農政活動

茨木市農林課（現 茨木市農林振興課）と連携した経営所得安定対策の説明会は、地区別に4回に分けて開催しました。茨木市担い手育成総合支援協議会において、地域農家や新規就農者に対する支援協議（青年等就農給付金受給等）を行いました。また、有害鳥獣被害防止対策について、実行組合長会連絡協議会と連携し、行政等に支援を働きかけました。

教育広報

広報誌「プリマベール」は組合員登場の誌面づくりを基本にし、JA事業の情報はもちろんのこと、各地区の情報や組合員組織の情報、健康に関する特集などを中心に、組合員の生活に役立つ誌面作りに取り組みました。日本農業新聞への投稿やスマートフォンにも対応のホームページでは、JAや農業について情報発信を行いました。また、インターネット交流サイト（SNS）での情報発信では、JA茨木市の活動や事業案内、みしま館のイベント・出荷情報などを広く一般のインスタグラムユーザーに発信しJAグループ各組織の公式アカウントを対象に行われ

る「JA インスタコンテスト」の写真部門において優秀賞を受賞しました。加えて、組合員向けには営農情報を LINE で提供し、地域農業に役立つ情報を発信しました。法律相談6回（奇数月）、税務相談5回（偶数月）を実施し、2月には確定申告相談会を各支店で実施しました。JA バンク食農教育応援事業の一環として、教育委員会を通じて市内小学校・幼稚園計37校にサツマイモの苗・肥料・資材等を提供し、定植から収穫までの農業体験を通じて農産物に対する理解と興味を深める活動に取り組みました。JAバンク食農教育教材本「農業とわたしたちの暮らし」は市内小学校（5年生対象）・特別支援学校に3,020冊を贈呈し、食・農業の大切さや大阪の農業について学ぶ機会を提供し、一方で総合学習として学校学習田へ資料提供や資材提供（バケツ苗セット）を行いました。小中学生を対象とした書道コンクールには市内38校から2,420点、図画コンクールには3校から15点の応募が寄せられました。

信用事業

「地域密着型金融機関」として組合員・利用者の満足度向上および次世代層との繋がり強化を最優先課題とし、業務運営に取り組みました。国内金利が上昇し、他行との貯金獲得競争が激化する中、貯蓄推進においては、夏・冬・年度末のキャンペーンを展開し、他行資金39億833万円を新たに獲得いたしました。あわせて年金受取口座の新規獲得（478件）や公共料金等の口座振替契約（1,440件）の推進により、家計のメインバンク化を図った結果、貯金残高は期首より17億97百万円の増加となりました。また、JA バンクアプリの登録者数も前年度より452件増加するなど、デジタルチャネルの普及を通じた利便性向上に取り組みました。融資においては、農業者支援として農業融資資金（6件、12百万円）を実行し、地域農業の発展を支えました。生活資金については住宅ローンやマイカーローン等で137件、計16億42百万円を実行いたしました。土地活用においても、経営刷新事業資金として24件、計18億79百万円の提案が結実し、利用者の資産活用と生活の安定に大きく貢献いたしました。

共済事業

「相互扶助（助け合い）」の理念のもと、組合員・利用者の皆さまの暮らしを守る安心のパートナーとして、保障を通じて地域社会づくりに注力いたしました。活動面では「3Q 訪問活動」および「あんしんチェック活動」を年間2,634件実施し、きめ細やかな保障点検を通じて利用者の満足度向上に努めました。また、次世代層との繋がりを強化する「ほっとバトン活動」では239名へのキャンペーン実施を通じて、将来の安心を支える基盤づくりを行いました。JA 共済アプリや Web マイページの普及活用によるデジタル化も推進し、利便性の向上を図りました。保障提供においては、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を軸にニーズに合わせた提案を徹底した結果、当年度の新規契約獲得額は208億96百万円となりました。保有純増額につきましても20億45百万円を達成し、組合員・利用者の世帯保障の充足に大きく貢献いたしました。また、支払共済金は満期・年金等で36億76百万円、事故等で10億84百万円となりました。

購買事業

営農に必要な生産資材は予約購買を中心に取扱高は1億74百万円、生活に必要な生活物資の取扱高は68百万円、取扱高合計は2億42百万円となり、うち「みしま館」の取扱高は111百万円となりました。また、肥料などの生産資材の価格高騰が継続している状況の中で、省力・低コスト資材を中心に予約購買を実施し農家所得増大に努めるとともに、農機具展示会や総合展示会などのイベントを開催しました。

販売事業

地産地消・食農教育への取り組みとして、茨木市教育委員会と連携し、小中学校給食へ地場産米を約143t、野菜につきましては茨木市農業振興団体連合会等と連携し、約20t供給しました。玄米・特定米穀・水稻種子の買取販売高は75百万円、インショップ向け野菜等の買取販売高は33百万円、受託販売高は1億38百万円となり、合わせて取扱高合計2億47百万円となりました。みしま館では受託販売点数69万点、実動出荷者は0.3%増、出荷点数は1.4%減（前年対比）となり、来店者数は14万6千人、取扱高は1億88百万円となりました。また、新鮮クラブ会員が新たに15名加入いたしました。令和7年度産米は実行組合長会連絡協議会の協力を得て集荷に取り組みましたが、「令和の米騒動」の影響による集荷業者等による買い取りの増大で、緑故米がさらに増加しました。その結果、玄米の集荷袋数は昨年より1,026袋減少し、6,203袋となりました。

利用事業

水稻苗播種施設では、17,883箱の水稻苗を供給しました。また、野菜苗については、天候を考慮した播種時期や温度管理、灌水回数など、健苗育成に努め、7品目11品種74,303本を生産、供給しました。乾燥糶溜り施設の利用は、90件の農家からの申し込みがあり、180工程23.2haの作業を行い、111,576kgの玄米を仕上げました。また、玄米の色彩選別作業では、46件、803袋（30kg袋）の選別作業を行いました。農作業受託については、74件、11.4haの作業を請け負いました。また、新規会員2名の加入がありました。

資産サポート事業

資産相談業務では、「無料財産診断」を54件実施、相続対策・税務対策に取り組み、「遺言信託」は4件の新規契約があり、保管件数は44件となりました。資産管理業務では、自宅・賃貸住宅の建築・修理等の提携業者紹介成約案件が19件でした。「資産管理研究会」活動では、12月に視察研修を行い43名が参加、1月には税務セミナーを開催し31名の会員にご参加いただきました。また、資産形成・運用業務では投資信託に取り組んだ結果、投資信託純資産残高は5億77百万円、口座数は489口（うちNISA口座437口）、投資信託（スポット）新規契約金額は1億37百万円、投資信託（つみたて）新規契約件数は112件となりました。

介護福祉事業

組合員および地域住民が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、ケアマネジャー1名が介護相談・ケアプラン作成等で在宅生活を支援し、事業実績では、介護相談や介護保険申請等で46件、利用者数は延べ595名となりました。医療を必要とする要介護者や認知症高齢者が増加しており、行政や医療機関等との連携を密に行うとともに研修等を通じてケアマネジャーの資質を高め、より質の高い支援を行いました。また、電話や面談での介護相談にも応じ、組合員の心配に寄り添いました。そして広報誌等を通じて運動、食事、健康などに関する情報を発信しました。

経済関係施設の充実

農産物直売所「みしま館」はリフォーム工事を行い、令和7年10月9日よりリニューアルオープンしました。

4. 農業振興活動

基本姿勢

- ◇次世代の担い手確保に向け、営農講習会や個別営農指導、また、SNS等を活用した営農情報などの充実を図り、新規就農者や定年帰農者等の支援を行います。
- ◇変化する農業環境への対応として、行政をはじめ関係機関、関係組織と連携し、環境負荷低減への対応や有害鳥獣被害対策、また、農作物の温暖化対策等にも取り組めます。
- ◇「地産地消」の取り組み強化として、地場産農産物の安定供給と販売力の向上を目指します。

1. 環境への配慮と持続可能な地域農業（大阪農業）の振興

- (1) 次世代の担い手確保に向けた取り組み
- (2) 食の安全・安心や環境負荷低減への取り組み
- (3) 自然災害への備え
- (4) 有害鳥獣対策強化への取り組み

2. 農業所得増大と担い手二一ズの対応強化

- (1) 地場産農産物の集荷と学校給食への米と野菜の供給を通じた「地産地消」の取り組み強化
- (2) 販売力強化の取り組み
- (3) JA営農経済事業の機能・体制強化に向けた取り組み
- (4) 高齢化する農業者への支援、担い手不足への対応
- (5) 地域の農地の維持、地元農業者等への「第三者継承」への取り組み

3. 地域密着型金融機関への取り組み

- (1) 定期訪問活動の充実強化を図り、二一ズ把握に努める
- (2) 信用・営農部門連携により総合事業を活かし、農業者二一ズへ対応する
- (3) 農業者二一ズへ対応できる人材育成

5. 地域貢献情報等

農業を通じて地域の人々とのふれあいを大切にしながら、地域社会の快適な環境づくりに貢献することが、JAの社会的責任であると考えています。

文化・スポーツ活動

● JA茨木市・旗争奪少年軟式野球大会

次世代を担う青少年の健全育成の一助となるため、茨木市や教育委員会の協力を得て、「JA茨木市・旗争奪少年軟式野球大会」を実施しています。第23回となった2025年の大会には99チームが参加しました。

地域福祉活動

● 健康福祉活動への取り組み

超高齢社会への取り組みとして、「ケアプラン作成」をはじめとした介護相談などを実施しています。

コミュニティー活動

● プリマベラ/ホームページ/SNS

組合員や利用者の方々に農業やJAの事業活動をよりご理解いただくために、広報誌「プリマベラ」や、「JA茨木市ホームページ」で、さまざまな話題を発信しています。

また、公式Instagramや営農情報の公式LINEを開設し、イベントや直売所情報、農業に関する情報などを発信しています。



公式Instagram
@ja_ibarakishi



営農情報LINE
ID: @741oaamv

SDGs への取り組み

● SDGs への取り組みと情報発信

食料の生産や農業の振興・豊かな地域社会づくり・仲間との協同など、JAのおこなうすべての活動がSDGsの達成に繋がる活動となるよう、全役職員が意識して取り組むとともに、広報誌で定期的に情報を発信します。

地域防犯活動

● 茨木のこどもを守る運動への参画

茨木市教育委員会等と連携して、当JAの業務車両に「茨木のこどもを守る運動」のステッカーを表示し通学路などにおける子どもたちを狙った犯罪抑止活動に協力しています。

また、自己改革の一環としてパトロール車を各支店に1台配備し、「青色防犯パトロール活動」により地域の犯罪抑制に取り組んでいます。

各種相談窓口

● 各種相談会の開催

毎年確定申告の提出を控えた2月に、近畿税理士会の協力を得て「確定申告相談」を開催しています。JAではこのほかに、弁護士・税理士等専門家による法律相談、税務相談をはじめ福祉、交通事故、営農相談などを受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

● 利用者の苦情・相談窓口

「JAバンク相談所」は、JA等が行う信用事業に関する利用者のみなさまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、設置・運営している機関です。信用事業に関するお取引でお困りのときは、ご遠慮なく「JAバンク相談所」(03-6837-1359)へお申し出ください。なお、当JAの窓口は本店金融・資産サポート部(専用ダイヤル072-627-2222)で受け付けています。

地域美化活動

● 店舗周辺クリーン作戦・花いっぱい運動

職員自らが店舗周辺の清掃を行う「店舗周辺クリーン作戦」や店舗を花で飾る「花いっぱい運動」などを通じて地域の美化に貢献しています。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当ＪＡは、本ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくための態勢整備を実施いたしました。

当ＪＡは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/>)

日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/>)

■当ＪＡの「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証契約を締結する場合には、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、保証会社の活用状況等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し理解と納得を得ることを目的に、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対し理解と納得を得ることを目的に、丁寧かつ具体的に説明を行います。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を万一履行する場合には、保証人の資産状況、保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案したうえで、履行請求の範囲を検討し適切かつ誠実な対応に努めてまいります。

6. リスク管理の状況

[リスクの体制]

◇リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行い、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層を含めたメンバーで構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。財務課は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。財務課が行った取引についてはコンプライアンス課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「危機管理マニュアル」を策定しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「危機管理マニュアル」を策定しています。

ALMへの取り組み

当JAでは、経営層を含めたメンバーで構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。財務課は、ALM委員会・およびALM委員会から報告を受けた理事会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行い、安定的な収益確保に努めています。財務課が行った取引についてはコンプライアンス課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にその内容を評価・分析のうえ経営層に報告しています。

ALMとは…

資産（Asset）と負債（Liability）の双方を一元的に総合管理（Management）する手法のこと。資産と負債の構成、例えば金融機関であれば、全ての預貯金や貸し出しの金利・期間を把握し、将来の政策金利等の変動を予測し、それを踏まえた上で、リスクの最小化と収益の極大化を図るリスク管理の手法。

〔法令遵守の体制〕

◇コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

苦情・情報提供窓口

組合員・利用者のみならずみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。（詳細は下記をご参考下さい）

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第35条の5）および農協法施行規則（第81条）に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当JAの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛にご連絡くださいますようお願いいたします。

茨木市農業協同組合 監事会

【連絡先】：住 所 茨木市上穂積二丁目1番50号

部 署 名 JA茨木市 本店 監査室

受付監事 常勤監事 植田 直浩 宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承ください。

※当JAの業務に関する一般的な苦情については、別途下記の窓口を設置しておりますので、そちらをご利用ください。

【一般苦情相談窓口】

- JA茨木市金融・資産サポート部貯金課（貯金等信用事業に関すること） Tel072-627-2222
共済課（共済事業に関すること） Tel072-627-7764
- JA茨木市営農経済部（営農・経済事業に関すること） Tel072-641-9050
- JA茨木市本店総務部（上記以外のこと） Tel072-627-7762

外部受付窓口

- JAバンク相談所（信用事業に関すること） Tel03-6837-1359
- JA共済相談受付センター（共済事業に関すること） Tel0120-536-093

◇利用者保護等への取り組み

当ＪＡでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む）の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります（「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください）。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

（平成 22 年 10 月 1 日制定）

茨木市農業協同組合（以下「当組合」という）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ）の正当な利益の保護と利便の確保のために、以下の方針を定める。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行う。

- 1 当組合は、利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 当組合は、利用者からの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 当組合は、利用者に関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう、努める。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。
- 6 本方針の制定・改廃は、コンプライアンス委員会での検討・協議に基づき、理事会の議決による。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

◇利益相反管理への取り組み

当ＪＡでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります（「利益相反管理方針」については、下記をご参照ください）。

利益相反管理方針

（平成 21 年 6 月 1 日制定）

茨木市農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定める。

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいう。

2 利益相反のおそれのある取引の類型等

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられる。

（1）お客さまと当組合の間の利益が相反する類型

（取引例）

抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合

（2）当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合

3 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化する。
- （2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認する。
- （3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告する。
- （4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談する。
- （5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

4 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保する。

- （1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- （3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限る。）
- （4）その他対象取引を適切に管理するための方法

5 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める利益相反管理規程に基づき適切に記録し、保存する。

6 利益相反管理体制

- （1）当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定める。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないこととする。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努める。
- （2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善する。

7 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

8 本方針の制定・改廃

本方針の制定・改廃は、理事会の議決による。

◇マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します（内容については、下記の「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」をご参照ください）。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への 対応に関する基本方針

（平成 31 年 2 月 28 日制定）

（令和 6 年 3 月 25 日改正）

茨本市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の 1 つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

〔金融円滑化への取り組み〕

当ＪＡでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります（「金融円滑化にかかる基本的方針」については、下記をご参照ください）。

金融円滑化にかかる基本的方針

（平成 22 年 1 月 29 日制定）

（平成 25 年 4 月 1 日改正）

当ＪＡ茨木市（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に
応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情
については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系
金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいり
ます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換
しつつ連携に努めます。
- 6 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な態勢を整
備いたしております。
具体的には、
（１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を
一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹
底に努めます。
（３）各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努め
ます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に
応じて見直しを行います。

〔金融ADR制度への対応〕

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

②紛争解決措置の内容

・信用事業

まずは、当JAの苦情等受付窓口（電話：072-627-2222）またはJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。（月～金 9時～17時）

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378）

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）

なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置・運営する紛争解決センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法がありますが、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京三弁護士会、JAバンク相談所にお尋ねください。

・共済事業

まずは、当組合のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

金融・資産サポート部共済課（電話：072-627-7764）または各支店（月～金 9時～17時）

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせ

JA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）

直接オペレーターにつながる高齢者専用ダイヤル（電話：0120-167-100）でも対応可能です。

（月～金 9時～18時 土 9時～17時）

〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針〕

JAGグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するために、以下の取組方針を制定いたしました。

また、2021年1月に金融庁により改訂された原則に対応し、「組合員・利用者本位の業務運営」をより徹底するため、当組合の「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」および取組状況の見直しを実施いたしました。今後、本契約に基づく取組み状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまへの最適な商品提供

（1）金融商品

①組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

②金融商品の選定にあたっては、次の観点から組合員・利用者の皆さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適正」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

（2）共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最良の共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

（1）信用の事業活動

①組合員・利用者の皆さまへの商品提供にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、組合員・利用者の皆さまのリスク許容度を確認し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案します。

②組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。

③組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

④組合員・利用者の皆さまがご高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、組合員・利用者の皆さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。

⑤組合員・利用者の皆さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行う等適切なフォローアップを行います。

⑥組合員・利用者の皆さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、組合員・利用者の皆さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しております。

(2) 共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分な保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

③特に高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得・ご満足いただけるよう、ご契約にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

⑤各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施します。

3. 利益相反の適切な管理

(1) 組合員・利用者の皆さまへの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。

(2) 金融商品の販売・推奨にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の利益と組合員・利用者の皆さまの利益が反する可能性とその対処について明確化します。

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供、堅確な事務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

(2) 組合員・利用者の皆さまへの適応的なご提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しています。

(3) また、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、組合員・利用者の皆さまに対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。

(4) 職員の評価にあたっては、「お客さまの立場に立って考える」という当組合職員信条のもと、手数料収入にとらわれることなく、組合員・利用者の皆さまのニーズに沿った商品提案・保障提案を行った結果としての「買付金額の増減」・「つみたて契約件数」・「提案プロセス」を評価材料としています。

〔内部監査体制〕

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長および監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

〔個人情報保護方針〕

平成17年4月、個人情報の保護に関する法律が施行されました。これは、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大したことを受け、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する目的で成立したもので、事業者が個人情報を取扱う上でのルールが定められているものです。

当JAにおいては、この法律の施行に際し「個人情報保護方針」および「情報セキュリティ基本方針」を定め、これを役職員全員が遵守し、利用者のみなさまの個人情報漏洩防止の徹底管理に努めています。

茨木市農業協同組合個人情報保護方針

(平成17年3月31日制定)

(令和4年5月31日改正)

茨木市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適正な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

（令和4年9月1日改定）

茨城市農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2 当組合は、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。
- 6 当組合は、第三者に対する業務の委託にあたり、委託先が委託業務に関する当組合の情報資産に対して適切な安全管理措置を実施するよう求め、その監督に努めます。

以上

7. 主な事業の内容等

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成 17 年 3 月 1 日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員皆さまのために、決済用貯金（「普通貯金無利息型（決済用）」および「総合口座の普通貯金無利息型」）をご用意しております。この決済用貯金は、平成 17 年 4 月以降「全額保護」となっています。

●貯金商品一覧

令和8年7月1日現在

貯 金 種 別		仕 組 ・ 特 色 ・ 留 意 事 項	期 間	お 預 入 金 額	付 利 単 位
総合口座	普 通 貯 金	普通貯金とスーパー定期・期日指定定期貯金を1冊の通帳にセット。お給料や年金、配当金の自動受け取り、公共料金などの自動支払い、通帳がなくてもカード1枚で貯金が引き出せるキャッシュカードなど便利なサービスがご利用いただけます。いざという時はいつでも定期貯金の90%以内、最高200万円まで自動融資をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	*100円
	普 通 貯 金 (無 利 息 型)				—
	定 期 貯 金 (自 動 継 続)		1カ月以上	1円以上	1円
当 座 貯 金		商取引に安全で能率的な小切手・手形が使える事業者向けの貯金です。	出し入れ自由	1円以上	—
普 通 貯 金		お財布代わりに簡単に出し入れできる貯金です。	出し入れ自由	1円以上	*100円
普 通 貯 金 無利息型（決済用）					—
J A 教 育 資 金 贈 与 専 用 口 座		租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	要件による	1円以上 1,500万円以下	*100円
J A 結 婚 子 育 て 資 金 贈 与 専 用 口 座		租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	要件による	1円以上 1,000万円以下	*100円
納 税 準 備 貯 金		納税のため普段から準備していただく貯金です。お利息も普通貯金より有利なうえ無税扱いですから大変お得です。	納税のためならいつでも	1円以上	*100円
貯 蓄 貯 金		とりあえず使わないお金を少しでも有利に運用できます。	出し入れ自由	1円以上	*1円
通 知 貯 金		まとまった資金を一時的に預けていただく場合に有利です。	7日以上	5万円以上	1円
定期積金	目 標 額 設 定 型	目標額を決めて、毎月一定日に積み立てていく貯金です。	6カ月～5年 6カ月毎	1回当たり 1,000円以上	1円
	掛 金 定 額 型	毎月一定日に一定額を積み立てていく貯金です。			
	な ご み	当JAで年金振込ご利用の方に、店頭金利より0.10%上乗せする掛金が隔月の商品です。	1年・2年・3年・4年・5年	年金受給額以下	
	そ な え 得 ＜定額式＞＜目標式＞	満55歳以上65歳未満の方で、かつ公的年金のお受け取りの予約を当JAでしていただいた方を対象に店頭金利より0.10%上乗せする商品です。		1回当たり 1,000円以上	
	積立定期貯金	エ ン ド レ ス 型	いつでも都合に応じて自由な金額で何回でも積み立てられます。	積立期間 定めず	
満 期 型		満期日を指定する商品です。	6ヶ月以上 10年以下		
期 日 指 定 定 期 貯 金		1年の据置期間経過後は1カ月以上前に通知いただければいつでも引き出しいただけます。	最長3年	300万円未満	1円

貯金種別		仕組・特色・留意事項	期 間	お預入金額	付 利 位
スーパー定期貯金 ＜単利型＞＜複利型＞		期間・金額など幅広く有利にご利用いただけます。	1・3・6ヵ月 1・2・3・4 5・7・10年	1円以上	1円
年金シルバー定期貯金		当JAで公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金）、企業年金、国民年金基金、農業者年金基金等各種基金、生命保険会社等の年金（いずれも終身に限る）をお受け取りいただいている方を対象に店頭金利より0.10%上乗せする定期貯金です。	1 年	1円以上 1,000万円 以下	1円
フレ年金定期貯金		満55歳以上で65歳未満の方で、公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金）のお受け取りの予約を当JAでしていただいた方を対象に、店頭金利より0.10%上乗せする商品です。	1 年	1円以上 500万円 以下	1円
運転免許返納定期貯金		満65歳以上の方で、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」または「運転経歴証明書交付済シールとマイナンバーカード」の両方を提示できる方を対象に、店頭金利より0.10%上乗せする商品です。	1 年	1円以上 300万円以下	1円
退職金特別定期貯金 ＜スーパー定期貯金単利型＞ ＜大口定期貯金＞		退職後1年以内にお預入れいただいた個人の方を対象に、特別金利0.50%（初回限り）を適用する商品です。	1 年	＜スーパー定期単利型＞ 500万円以上 ＜大口定期貯金＞ 1,000万円以上 （いずれも退職金の受取額まで）	1円
資産運用セットプラン		投資信託（スポットでの購入）を50万円以上1,000万円以内の投資信託購入額を上限に特別金利1.0%（初回限り）を適用する定期貯金です。	1 年	50万円以上 1,000万円以内の 投資信託購入額まで	1円
大口定期貯金		預け入れ額1千万円以上の運用にご利用いただける高利回りの商品です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円 以上	1円
変動金利型定期貯金 ＜単利型＞＜複利型＞		市場金利の動きに応じて6ヵ月ごとに利率の見直しを行う定期貯金です。	3 年	1円以上 （金額枠制限なし）	1円
据置定期貯金		預入れから半年経過すればいつでもお引き出しいただけます。	最長5年	1円以上 1,000万円未満	1円
財産形成貯金	一般財形	毎月の給料からの天引きですから手間がかからず蓄えに貯まる貯金です。	3年以上	1円以上 （金額枠制限なし）	1円
	財形年金	非課税の特典があり、さらに退職後も年金のお受け取り（3ヵ月毎）が終わるまで継続されますので大変有利です。	5年以上	1円以上 金額枠合算で550万円 まで （非課税）	1円
	財形住宅	住宅の取得等にお役に立つ貯金です。			

*印は最低付利単位1,000円

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

●貸出商品一覧

令和8年7月1日現在

種 類		お使いみち	ご融資金額	期 間
不 動 産 担 保	経営刷新資金	賃貸住宅・貸倉庫などの建築費用など	10億円以内	40年以内
	資産継承ローン	相続税の納付資金など	3億円以内	30年以内
	住宅ローン	住宅の新築・増改築 新築・中古住宅の購入 宅地の購入（5年以内に住宅を新築し、居住する予定があること）	10万円以上 1億円以内	50年以内
	リバースモーゲージローン	生活に必要な資金（事業性・投機性資金を除く）	300万円以上 1億円以内	1年ごとに 契約更新

種 類		お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	期 間
各 種 ロ ー ン	リフォームローン	ご自宅の増改築、補修またはシステムキッチン、バス、トイレ等の住宅関連設備資金	10万円以上 1,500万円以内	1年以上 20年以内
	空き家解体ローン	現在居住していない住宅の解体にかかる費用	10万円以上 500万円以内	1年以上 10年以内
	多目的ローン	お使いみちはご自由です。（但し事業資金、負債整理資金を除く。）	10万円以上 500万円以内	6カ月以上 10年以内
	マイカーローン	自動車の購入、車庫の建築などの自動車関連資金	10万円以上 1,000万円以内	6カ月以上 15年以内
	教育ローン	入学金、授業料などの学生生活に必要な資金	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内
	カードローン	お使いみちはご自由です。	10万円以上 300万円以内	1年ごとに 契約更新
農 業 関 連 資 金	農機ハウスローン	農機具の購入、点検・修理に付帯する費用、パイプハウス等の資材購入、建築費用など	1,800万円以内	1年以上 10年以内
	農業振興資金	農業経営上必要な資金、農地の購入	6億円以内	30年以内
	新規就農応援資金	農業経営にかかる設備、運転資金	1,000万円以内	17年以内
	担い手応援ローン	農業生産に直結する運転資金	3,000万円以内	1年以内

*各種ローン（リフォームローンを除く）は、合計で1組合員1,000万円以内、リフォームを含む場合は1,500万円以内。

*カードローンご契約者はJAネットバンクにおいて借入、返済（どちらも1回あたり下限金額1,000円。要ネットバンク登録）手続きが可能です。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務およびサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

●その他の業務およびサービス一覧

令和8年7月1日現在

種 類				内 容
内 サ	国 一	為 替	替 ス	全国どこの金融機関にも、お振込、お取立てを行っております。
J サ	A キ	ヤ ッ	シ ユ ス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・ゆうちょ銀行・信金・信組・労金・セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATMで、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、全国のJA・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATMでは平日および土・日曜日の現金のお預入れもご利用いただけます。さらにデビットカードとしてのお取り扱いもできます。
デ サ	ビ ッ	ト カ	ー ド ス	J-Debit加盟店で、JAキャッシュカードを現金の代わりにお買物やお食事のお支払いができます。
J A	ネ ッ	ト バ	ン ク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンや携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず残高照会や振込・振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
給 サ	与 ー	振 ビ	込 ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各 サ	種 一	自 動	受 取 ス	国民年金・厚生年金など各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれますのでその都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配もありません。
各 サ	種 一	自 動	支 払 ス	電気・電話・NHK放送受信料など公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたします。
J A	カ ー	ド		お買い物、ご旅行、お食事などお客様のサイン一つでご利用いただけます。また、キャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚となった便利なJAカード（一体型）の取り扱いもしています。

◇手数料一覧

令和8年7月1日現在

振込手数料	窓口利用	当組合本店支店あて	1件につき 440円（内消費税40円）
		同（本店内振込）	1件につき 330円（内消費税30円）
		他金融機関あて	1件につき 770円（内消費税70円）
	ATM利用	当組合同一店舗および本支店あて	無料
		系統金融機関あて	（キャッシュカード利用） 1件につき 110円（内消費税10円） （現金利用） 1件につき 330円（内消費税30円）
他金融機関あて		（キャッシュカード利用） 1件につき 330円（内消費税30円） （現金利用） 1件につき 550円（内消費税50円）	

インターネットバンキング	当組合本店支店あて	無料
	系統金融機関あて	1件につき 110円（内消費税10円）
	他金融機関あて	1件につき 220円（内消費税20円）
	系統以外の金融機関あて	1件につき 220円（内消費税20円）

法人ネットバンキング	当組合本店支店あて	振込・照会サービス	1,100円（内消費税100円）
	系統金融機関あて		
	他金融機関あて	振込・照会サービス・データ伝送	3,300円（内消費税300円）
	系統以外の金融機関あて	送	
振込（振替）手数料・法人IB振込および総合・給与振込手数料			インターネットバンキングと同一

JAデータ伝送サービス （AnserDATAPORT方式）	月額基本手数料	11,000円（内消費税1,000円）
	任意ファイル伝送サービス利用「有」の場合	5,500円（内消費税500円）
*ただし、地方公共団体による利用の月額利用料は、利用量に応じて協議し、定める。		

取立手数料	電子交換	1通 1,100円（内消費税100円）
	個別取立	1通 1,100円（内消費税100円） ただし、当組合同一店舗宛・本支店宛は無料とする。

その他の諸手数料	振込の組戻料	1件につき 1,100円（内消費税100円）
	不渡手形返却料	1件につき 1,100円（内消費税100円）
	取立手形組戻料	1件につき 1,100円（内消費税100円）
	取立手形店頭呈示料	1件につき 1,100円（内消費税100円）
	ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合はその実費を徴収します。	

貯金業務の手数料	貯金残高証明書（1通）	都度発行（端末機作成） 550円（内消費税50円） 定期発行（センター発行） 1,100円（内消費税100円） 窓口作成（※手書き作成）※相続用・英文用等 1,100円（内消費税100円） 会計監査人制定用紙 1,100円（内消費税100円）
	取引履歴照会（1通）	3年以下（店頭交付） 1,100円（内消費税100円） 3年以下（郵送交付・簡易書留） 1,650円（内消費税150円） 3年超～（店頭交付） 2,200円（内消費税200円） 3年超～（郵送交付・簡易書留） 2,750円（内消費税250円） 5年超～（店頭交付） 3,300円（内消費税300円） 5年超～（郵送交付・簡易書留） 3,850円（内消費税350円） *原則10年以上はお断りさせていただきます。
	再発行手数料	貯金通帳（1冊） 1,100円（内消費税100円） 貯金証書（1通） 1,100円（内消費税100円） ICキャッシュカード（1枚） 1,100円（内消費税100円）
	国債口座管理手数料	1口座（年間） 無料 ～100枚まで 無料 101枚～500枚 330円（内消費税30円） 501枚～1,000枚 660円（内消費税60円） 1,001枚～1,500枚 990円（内消費税90円） 1,501枚～2,000枚 1,320円（内消費税120円） 2,001枚以上 以降500枚ごとに330円加算
	両替・硬貨入出金整理手数料 （出金時に、金種を硬貨で指定される場合も同様の手数料をいただきます。）	
	未利用口座管理手数料 ただし、令和3年10月1日以降口座開設の普通貯金・貯蓄貯金で、適用除外条件があります。	年額1,320円（内消費税120円）

貸出業務の手数料	貸出金残高証明書	1通につき	(住宅ローン控除に係る証明書は無料)	220円(内消費税20円)
	融資証	1通につき		220円(内消費税20円)
	貸付金利息に関する払込証明書	1通につき		220円(内消費税20円)
	再発行手数料	ローンカード	1枚につき	550円(内消費税50円)
		貸付金償還明細書	1通につき	550円(内消費税50円)
	*	繰上償還手数料 (H28. 8. 31以前申込)	変動金利型	(注1) 3,300円(内消費税300円)
			固定金利 選択中	償還元金 1,000万円未満 (注1)11,000円(内消費税1,000円)
				償還元金 1,000万円以上 (注1)33,000円(内消費税3,000円)
		貸出事務手数料	住宅ローン・経営刷新事業資金 資産継承ローン・不動産担保貸付	(注2) 11,000円(内消費税1,000円)
		貸出条件変更手数料 (H28. 8. 31以前申込)	住宅ローン 経営刷新事業資金	(注3) 5,500円(内消費税500円)
	一般貸付	不動産担保	融資実行事務手数料	33,000円(内消費税3,000円)
			担保・保証・金利に関するもの	11,000円(内消費税1,000円)
			条件変更 債務者・保証人に関するもの(注3)	11,000円(内消費税1,000円)
			上記以外	5,500円(内消費税500円)
	住宅ローン	融資実行事務手数料		22,000円(内消費税2,000円)
		全額繰上償還	貸出後7年以内	5,500円(内消費税500円)
			貸出後7年超	2,200円(内消費税200円)
			固定金利選択期間中(元本1,000万円未満)	16,500円(内消費税1,500円)
			固定金利選択期間中(元本1,000万円以上)	(注5) 16,500円(内消費税1,500円)
		一部繰上返済		(注6) 1,100円(内消費税100円)
		条件変更	担保・保証・金利に関するもの	11,000円(内消費税1,000円)
			債務者・保証人に関するもの	(注4) 11,000円(内消費税1,000円)
			上記以外	5,500円(内消費税500円)
	リフォーム	融資実行事務手数料		0円
		全額繰上償還		5,500円(内消費税500円)
		一部繰上返済	(注6)	1,100円(内消費税100円)
		条件変更		5,500円(内消費税500円)
	経営刷新資金	融資実行事務手数料		0円
		全額繰上償還	貸出後7年以内	33,000円(内消費税3,000円)
			貸出後7年超	11,000円(内消費税1,000円)
			固定金利選択期間中	55,000円(内消費税5,000円)
		一部繰上返済		1,100円(内消費税100円)
		条件変更	担保・保証・金利に関するもの	11,000円(内消費税1,000円)
			債務者・保証人に関するもの	(注4) 11,000円(内消費税1,000円)
			上記以外	5,500円(内消費税500円)

その他	出資金残高証明書発行手数料	1件につき	550円(内消費税50円)
	個人情報開示請求手数料	1件につき	1,100円(内消費税100円)
	媒体持込手数料	1件につき	4,400円(内消費税400円)

(消費税込・消費税率10%)

茨木市農業協同組合 T9120905000289

(注1) 自己資金(預貯金・不動産売却代金等)による償還の場合は無料となります。

(注2) 融資承諾後、顧客の都合により事變した場合に徴収する。(但し、顧客の責によらない場合で当組合が認めた場合は免除する。)

融資を実行した場合は免除する。

(注3) 固定金利選択中に変動金利に変更を行った場合に必要となります。

(注4) 相續により保証人のみの変更については無料となります。

(注5) 借換の場合は、33,000円(内消費税3,000円)を徴収します。

(注6) ネット/バンクに係る繰上げ返済については無料となります。

*については平成28年8月31日以前の申込契約対応の手数料です。

●CD・ATM利用手数料

(JA茨木市発行のキャッシュカードで各金融機関のCD・ATMを利用する場合の手数料であり、他金融機関発行のキャッシュカードでJA茨木市のATMを利用する場合の手数料は、カード発行金融機関により異なります。)

令和8年7月1日現在

	ご利用日	ご利用時間帯	全国JA ATM	ゆうちょ銀行 ATM	三菱UFJ銀行 ATM	提携銀行 ATM (MICS加盟)	セブン銀行ATM イーネットATM ローソン銀行ATM
入金	平日	8:00～ 8:45	無 料	220円	ご利用いた だけません	ご利用いた だけません	220円
		8:45～18:00		110円			110円
		18:00～21:00		220円			220円
	土 曜	8:00～ 9:00		220円			220円
		9:00～14:00		110円			110円
		14:00～21:00		220円			220円
	日・祝	8:00～21:00		220円			220円
出 金	平日	8:00～ 8:45	無 料	220円	110円	※	220円
		8:45～18:00		110円	無 料	※	110円
		18:00～21:00		220円	110円	※	220円
	土 曜	8:00～ 9:00		220円	110円	※	220円
		9:00～14:00		110円	110円	※	110円
		14:00～21:00		220円	110円	※	220円
	日・祝	8:00～21:00		220円	110円	※	220円

※については、ご利用金融機関による所定の手数料となります。

*イーネットATMは、ファミリーマート、サークルKサンクス等のコンビニエンスストアに設置されています。

○JA茨木市の全ATMの平日・土・日・祝祭日の稼働時間は8:00～21:00です。JA発行の通帳の場合、当該時間でお取り扱い可能です。

なお、通帳のみでの出金はできません（一部ご利用できない通帳もあります）。

○手数料には10%の消費税が含まれています。手数料は自動的に貯金口座より引き落としさせていただきます。

○残高照会については無料でご利用いただけます。

○JA茨木市発行の法人キャッシュカードはJA茨木市のATMのみご利用可能です。

○個人のお客さまについては「JAバンク優遇プログラム」が適用されます。

●JAバンク優遇プログラム

1. サービス概要

JAバンク優遇プログラムとは、お取引内容に応じて、提携ATMや個人ネットバンク手数料の優遇が受けられるサービスです。

2. 対象となるお客さま

個人のお客さまであれば、手続き不要で、どなたでも自動的に当プログラムへ加入となります。（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外となります）

3. 優遇内容について

	ATM無料回数 ※1	ネットバンク ※2
すべての加入者	3回/月	3回/月

※1 セブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ゆうちょ銀行の提携ATMで行った入出金取引に係る手数料が、所定の回数無料となります。

※2 個人ネットバンクからの振込み手数料が、所定の回数無料となります。（振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。）

4. 適用期間

当月25日～翌月24日までの間を1か月とし、上記の回数の優遇を受けられます。（振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。）

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

●仕組み一覧

令和8年7月1日現在

種類 項目	長期共済 (共済期間5年以上のもの)	内容・留意事項
生命総合共済	終身共済	大切なご家族のために、一生にわたって万一の保障を確保できます。
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかりと準備でき、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
	養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
	こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障です。「貯蓄性」や「保障の充実」など、ニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。
	医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。
	がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。上皮内がんを含む様々な“ガン”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。
	介護共済	一生にわたって備えられる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
	認知症共済	一生にわたって備えられる認知症の保障です。認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。
	特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらに「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
	生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
	予定利率変動型年金共済	自分で準備する将来の年金保障! 毎年(毎月)の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
建物更生共済		火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害もしっかり保障いたします。

短期共済 (共済期間5年未満のもの)	内容・留意事項
火災共済	火災や落雷などの災害に備え住まいや家財を保障します。
自動車共済	お車の事故による「相手方への保障」「ご自身とご家族の保障」ケガ、修理に備える共済保障です。
自賠責共済	法律ですべての自動車(二輪・原付も含みます。)に加入が義務付けられています。ハンドルを握る人には欠かせない車の共済です。
傷害共済	日常のさまざまなアクシデント、万一のときや負傷を安心プランで保障します。

(注) これらは概要を説明したものです。

詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

◇JA 共済の役割

J A 共済は、J A と J A 共済連 がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、J A と J A 共済連が共同でお引き受けいたします。



J A : J A 共済の窓口です。

組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

J A 共済連 : J A の共済事業をバックアップするため、さまざまな企画や開発、資産運用などを行っています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

農産物直売所「みしま館」を運営し、生産者から消費者への新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けしています。また、組合員から玄米を集荷・精米し、「農家味だより」として販売するほか学校給食会へも提供しています。

農産物直売所「みしま館」営業日・営業時間

営業時間 午前9時30分～午後5時

(定休日) 水曜日 年末年始など

◇購買事業

営農経済センターでは、肥料・農薬・飼料などの農業関連資材のほか、生活物資も取り扱っています。

●主な取扱商品

令和8年7月1日現在

分 類			内 容
生 産 資 材	飼 料	料	ニワトリの飼料ほか
	肥 料	料	水稻用肥料および土壌改良材ほか
	農 薬	薬	水稻用除草剤・殺虫剤・園芸用農薬ほか
	保 温 資 材	材	農業用ビニール・マルチほか
	包 装 資 材	材	保有米紙袋・出荷包装資材ほか
	農 業 機 械	械	大型農機・小型農機ほか
	石 油 類	類	重油（ローリー対応のみ）ほか
	自 動 車	車	トヨタ・日産・三菱をはじめ各メーカーを取り扱い
	建 築 資 材	材	パイプハウス・白蟻駆除工事ほか
	そ の 他		ひよこ・水稻種子・鎌・鍬・園芸用品ほか
生 活 物 資	米		精米・もち米ほか
	一 般 食 品		つけものの素・おかきほか
	衣 料 品		合羽・ゴム製品・履物ほか
	耐 久 消 費 材		石材・美術工芸品・掛軸・電化機器ほか
	日 用 保 健 雑 貨 用 品		補聴器・健康器具・記念品・贈答品ほか
	そ の 他		煉炭・豆炭ほか

◇利用事業

持続可能な地域の農業を支えるために、下記の利用事業を行っています。利用方法などはお問合せください。

令和8年7月1日現在

分 類		問 合 せ 先	
農作業受託		営農経済センター	072-641-9050
育苗施設（水稻苗・野菜苗）			
乾燥・粳摺り施設			
玄米色彩選別機			
加工および調理施設	食品加工（見山はっぴいハウス）	北支店	072-649-2400
	食品加工（営農経済センター）	営農経済センター	072-641-9050
	調理施設（営農経済センター）		
	調理施設（本店生活研修センター）	総務課	072-627-7768
コイン精米	玉櫛倉庫	（株）東海近畿パナ	090-2405-0730
	南支店	（株）ISEKI	080-6190-1350
	中央支店	（株）ISEKI	080-6190-1350
	豊川ATMコーナー	営農経済センター	072-641-9050
	北支店		

〔指導事業〕

●営農・生活・相談サービス

令和8年7月1日現在

分 類	内 容
営 農 相 談 ・ 指 導	営農に関するご相談にお答えし、指導員が農業に関する技術指導を行っています。
市 内 ポ イ ン ト 巡 回 調 査	定期的かつ継続的な圃場調査により水稻病害虫等を早期発見し対策等を発信する営農指導を行っています。
土 壌 診 断	おいしい農産物は、ふくよかな土づくりからを合言葉に土壌診断を行っています。
廃 ポ リ 等 回 収	不用農薬、農業用廃棄ビニールなどを有料で年に1度回収しています。
生 活 指 導	女性会の組織活動支援を行っています。
税 務 相 談	税理士が、税に関するご相談に無料でお応えします。（偶数月の第4金曜日）
法 律 相 談	弁護士が、法律に関するご相談に無料でお応えします。（奇数月の第2木曜日）
介 護 相 談	介護についてお困りのご相談にお応えしています。（TEL 627-7767）
テ レ フ ォ ン サ ー ビ ス	日々の農産物市況を提供しています。（TEL 641-9150）
営 農 1 1 0 番	作物の病害虫の被害等に対応しています。（TEL 641-9050）
交 通 事 故 相 談	自動車共済JA審査員が、交通事故全般についてご相談に応じます。

〔介護福祉事業〕

地域社会に貢献するため、JA自らが居宅介護相談・居宅介護支援の提供を通じて、「人」と「地域」にふれあい、組合員をはじめ、地域の方々に安心をお届けします。介護保険申請の手続きをはじめ、介護および介護予防サービスの利用方法等、お気軽にご相談ください。

介護支援センターは、「住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられること」を応援いたします。

令和8年7月1日現在

サービス時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (休日) 土・日・祝日 および 12月31日～1月3日

居宅介護支援事業・介護相談

ケアマネジャーは利用者の人格を尊重し、利用者本人や家族の要望や希望を汲み取り、介護サービス事業者との連絡・調整や保険医療機関と密接に連携した支援を行います。また、介護相談では、お電話での相談を随時受け付けております。市町村への申請、手続きからサービス利用まで介護に関する様々なご相談に対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

JA茨木市介護支援センター

TEL 072-627-7767 FAX 072-627-7830

〔資産サポート事業〕

皆さまの資産を効率的に継承するため、相続対策、不動産所得の税金対策のご相談、そして、資産活用については賃貸住宅等の経営をサポートするため、事業計画、資金計画等のご相談を承っております。また、ライフプランやニーズに合わせたさまざまな運用商品を用意しています。

資産の相談

遺言信託業務・相続に関する相談、および相続対策、各種税務相談、生産緑地等の市街化農地に関するお悩みに対して、提携先税理士等と連携して問題解決のお手伝いをいたします。組合員の皆さまには、高度な専門知識と上質なサービスでお応える、JAバンク大阪「中之島倶楽部」もご紹介いたします。

資産の管理

皆さまの土地有効活用のため、アパート・マンション、倉庫経営から、住宅建築・リフォームまでトータルにお手伝いいたします。建設後のテナント入店斡旋や管理などお気軽にご相談ください。

資産運用（国債・投資信託）

しっかり貯めるお金、運用して増やしたいお金、皆さまの用途に応じてご利用いただけます。定期貯金と投資信託のセット商品もご用意しています。

NISA（少額投資非課税制度）

NISA（成長投資枠・つみたて投資枠）は個人投資家のための税制優遇制度です。「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になり、資産形成に大変有利な商品です。

個人型確定拠出年金（iDeCo）

NISA同様、税制優遇がある「特別な口座」で運用ができます。さらに掛金は全額所得から控除され、節税も可能な商品です。

*ご相談・お申込みの際は各店舗へご予約をお願いいたします

中央支店 072-627-8800

南支店 072-636-8501

中支店 072-643-0033

北支店 072-649-2400

当組合の取扱い商品の誤認防止にかかる留意事項について

当組合で取扱う投資信託等について、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

1. 投資信託は、貯金でも共済契約でもありません。
2. 投資信託は、貯金保険制度の対象ではありません。
3. 投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。
4. 投資信託は、元本の返済は保証されておりません。
5. 貯金等は、共済契約ではありません。

●主な取扱商品

国債	新窓販国債（2年・5年・10年） 個人向け国債（固定3年） 個人向け国債（固定5年） 個人向け国債（変動10年）
----	---

※国債は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。詳しくは、店頭に掲載つづの商品概要説明書をご覧ください。

投資信託	JA日本債券ファンド Oneニッポン債券オープン「愛称：J社債選抜」 HSBC世界資産選抜 種まきコース（安定運用型）（愛称：人生100年時代） 農林中金＜パートナーズ＞先進国債券ファンド（部分為替ヘッジあり） 農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり） 農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジなし） HSBC世界資産選抜 収穫コース（予想分配金提示型）（愛称：人生100年時代） HSBC世界資産選抜 充実生活コース（定率払出型）（愛称：人生100年時代） 農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり） 農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジなし） HSBC世界資産選抜 育てるコース（資産形成型）（愛称：人生100年時代） 農林中金＜パートナーズ＞先進国債券ファンド（為替ヘッジなし） 農中経225オープン 農林中金＜パートナーズ＞米国株式 S&P500インデックスファンド 農林中金＜パートナーズ＞おおぶねJAPAN（日本選抜） 農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね 農林中金＜パートナーズ＞おおぶねグローバル（長期厳選） ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（愛称：ロイヤル・マイル） 農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（年1回決算型） グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）（愛称：世界のやどかり） 全世界株式インデックス・ファンド（オール・カンントリー）
------	--

* 上記投資信託の全ファンドが「NISA（成長投資枠）」の対象です。

NISA （つみたて 投資枠）	セゾン・グローバルバランスファンド 農林中金＜パートナーズ＞つみたて日本株式 日経225 農林中金＜パートナーズ＞つみたて米国株式 S&P500 農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね 全世界株式インデックス・ファンド（オール・カンントリー） ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（愛称：ロイヤル・マイル） セゾン資産形成の達人ファンド
-----------------------	--

※投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。また預金保険・貯金保険・投資信託保護基金の対象ではありません。

※JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。

※投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。

※お申込みの際は必ず「契約締結前交付書面」「投資信託説明書（交付目録見書）」の内容を十分ご確認のうえ、ご自身で判断ください。

iDeCo （みずほ プラン）	投資信託	バランス型（運用会社：アセットマネジメントOne）	投資のソムリエ〈DC年金〉リスク抑制型
			投資のソムリエ〈DC年金〉
			One国際分散投資戦略ファンド（目標リスク6%）〈DC年金〉 （愛称：THE GRIPS 6%）
			One国際分散投資戦略ファンド（目標リスク8%）〈DC年金〉 （愛称：THE GRIPS 8%）
			たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）
		国内債券（運用会社：アセットマネジメントOne） 国内株式（運用会社：農林中金バリューインベストメンツ） 国内株式（運用会社：アセットマネジメントOne） 海外債券（運用会社：アセットマネジメントOne） 海外株式（運用会社：農林中金全共連アセットマネジメント） 海外株式（運用会社：農林中金バリューインベストメンツ）	たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）
			たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）
			たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）
			たわらノーロード 国内債券
			農林中金＜パートナーズ＞おおぶねJAPAN（日本選抜）
		海外株式（運用会社：アセットマネジメントOne）	One DC 国内株式インデックスファンド
			たわらノーロード 先進国債券
			たわらノーロード 先進国債券〈為替ヘッジあり〉
			農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね
			農林中金＜パートナーズ＞おおぶねグローバル（長期厳選）
		国内リート（運用会社：アセットマネジメントOne） 海外リート（運用会社：アセットマネジメントOne） 定期預金（運用会社：みずほ銀行）	グローバルESG/ハイオリティ成長株式ファンド 〈為替ヘッジなし〉（愛称：未来の世界（ESG））
			たわらノーロード 先進国株式
			たわらノーロード 先進国株式〈為替ヘッジあり〉
			たわらノーロード 新興国株式
			たわらノーロード 国内リート
			たわらノーロード 先進国リート
			みずほDC定期預金（1年）

(2) JAバンク・セーフティーネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

《ご参考》

当ＪＡでは自己改革として、さまざまな取り組みを行っております。なお、令和８年６月２６日
催の総代会において、自己改革工程表を事業計画の附属資料として以下のとおり報告しており、当
資料を参考として掲載いたします。

ＪＡ茨木市自己改革工程表

ＪＡ茨木市は、これまで組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成３０年度より実施した「ＪＡの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から自己改革の一定の評価と一層の期待、また、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

今後とも、ＪＡ茨木市は地域になくてもならないＪＡであり続けるため、ＪＡ全体の収益力の向上や合理化・効率化によって、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を図ります。また、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

（１）自己改革を実践するための具体的な方針

- 1 訪問活動等を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握しま
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる組合員目線での必要な取り組みを目標および施策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組めます。

特に、多様な担い手や生産農家等を対象として、次のことに取り組んでまいります。

①水稲苗播種施設による水稲苗の一貫生産、②乾燥粳摺り施設の利用、③米買取価格に対する加算金を維持

- 3 改革の取り組みと成果について「組合員との対話」等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

（２）自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の環境課題では農地の減少や組合員の高齢化が進み、経営課題では営農経済事業の赤字収支構造の常態化や信用・共済事業の将来収益の縮小が懸念される状況になっております。

こうした情勢のなか、現状のまま事業改革を進めなかった場合の５年後の成行きについてシミュレーションを行ったところ、現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。

今後も営農経済事業の収支構造の改善をはじめとした自己改革を支える経営基盤の確立・強化を図っていくため、経済事業、利用事業の伸長、効率的な施設運営を通じた費用削減等に取り組み、健全で持続性のある経営を確保する取り組みを実践していきます。

（３）自己改革の実践に向けた組合員との対話・意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話のみならず、地域に根ざしたＪＡを目指してアンケートや地区別懇談会等を通じて、「正組合員とともに地域を豊かにするパートナー」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったＪＡ運営を実現し、組合員の評価をふまえた必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

JA茨木市自己改革工程表（数値目標）

重点項目・効果		成果・数値目標		
農業者の所得増大・農業生産の拡大				
① 水稻苗播種施設による水稻苗の一貫生産		令和7年度		令和8年度
水稻苗の販売価格の維持	1箱あたり50円の値下げ	計画	水稻苗の販売数量	水稻苗供給価格について原材料費の高騰分を抑制する 17,000箱
	10aあたり50円×20箱＝ 1,000円の費用減少		17,000箱	
		実績	17,883箱	
② 乾燥稲摺り施設の利用		令和7年度		令和8年度
農業機械（乾燥機・稲摺り機等）への投資削減と労力削減並びに色彩選別機調整による玄米品質向上	新たな設備投資の抑制並びに玄米品質向上による買取価格の増加 （1,600a = 茨木市で田を2反程度保有している農家世帯80件相当の投資削減効果）	計画	乾燥稲摺り施設の利用増加 1,600a	2,100a
		実績	2,324a （農作業受託部会利用分含む）	
③ 令和8年度も米買取価格に対する加算金を維持		令和7年度		令和8年度
米の買取価格に加算金を創設	基本単価に最大1袋（30kg）あたり800円を加算し、生産コスト上昇分の価格転嫁を行うことにより、農家手取りの確保を行う	計画	集荷目標本数 10,000袋	集荷目標本数 9,000袋
		実績	6,203袋	

経営基盤の確立・強化			
① 相続・相談対応		令和7年度	令和8年度
相談事業の強化	計画	—	無料財産診断・遺言信託等の提案 68件
	実績	—	
② 資産の効率的な運用		令和7年度	令和8年度
所有不動産の活用	計画	農産物直売所「みしま館」1階売場部分のリフォーム・什器入替え	—
	実績	令和7年10月1日より農産物直売所「みしま館」リフォーム工事を行い、令和7年10月9日よりリニューアルオープン	

組合員等との対話による意思反映			
項目	令和7年度		令和8年度
① 地区説明会ならびに地区別懇談会（回数・人数）	計画	22回 （地区説明会11回、地区別懇談会11回）	22回 （地区説明会 11回） （地区別懇談会11回）
	実績	20回 （地区説明会11回 正組合員 228人 准組合員 28人） （地区別懇談会9回 正組合員 54人 准組合員 21人）	
② 関係団体代表者との定期的会合（回数・人数）	計画	8回	8回
	実績	8回、48人 （実行組合長との会合は地区別懇談会で実施した）	
③ 組合員アンケート	計画	令和6年度実施のアンケートの回答結果を反映	令和6年度実施のアンケートの回答結果を令和8年度事業にも反映
	実績	少量の乾燥・稲摺りにも対応できるように小型乾燥機を導入	
④ 職員との対話	計画	—	職員の声を可視化するためエンゲージメント調査を実施
	実績	—	

※経営基盤確立強化に記載しておりました利用事業総利益の増加については原材料費の高騰の中、農業者の所得増大のため水稻苗の販売価格抑制に努める項目といたしました。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資 産		令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
科 目			
(資 産 の 部)			
1. 信 用 事 業 資 産		194,739,404	193,031,392
(1) 現 金		778,318	693,658
(2) 預 金		140,514,136	138,088,674
系 統 預 金		137,314,131	133,188,674
系 統 外 預 金		3,200,004	4,900,000
(3) 有 価 証 券		13,178,102	13,549,534
国 債		5,770,210	5,384,630
地 方 債		3,613,820	3,472,790
社 債		3,794,072	4,692,114
(4) 貸 出 金		39,383,127	39,597,611
(5) その他の信用事業資産		885,719	1,101,913
未 収 収 益		844,820	1,065,821
その他の資産		40,899	36,091
2. 共 済 事 業 資 産		5,263	5,862
(1) その他の共済事業資産		5,263	5,862
3. 経 済 事 業 資 産		74,897	90,501
(1) 経 済 事 業 未 収 金		29,353	33,042
(2) 棚 卸 資 産		45,152	57,067
購 買 品		11,577	11,523
販 売 品		30,098	41,084
その他の棚卸資産		3,475	4,459
(3) その他の経済事業資産		391	391
4. 雑 資 産		134,149	126,039
(1) 雑 資 産		134,149	126,039
5. 固 定 資 産		3,026,644	2,971,521
(1) 有 形 固 定 資 産		3,022,525	2,967,485
建 物		2,151,033	2,158,805
機 械 装 置		182,148	183,197
土 地		1,970,470	1,969,473
リ ー ス 資 産		5,094	5,094
その他の有形固定資産		592,060	581,867
減 価 償 却 累 計 額	△	1,878,282	△ 1,930,953
(2) 無 形 固 定 資 産		4,119	4,036
6. 外 部 出 資 資 産		6,834,150	6,834,150
(1) 外 部 出 資 資 産		6,834,150	6,834,150
系 統 出 資 資 産		6,300,390	6,300,390
系 統 外 出 資 資 産		533,760	533,760
7. 前 払 年 金 費 用		62,539	121,905
8. 繰 延 税 金 資 産		14,414	-
資 産 の 部 合 計		204,891,462	203,181,373

(単位：千円)

負債および純資産		
科目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(負債の部)		
1. 信用事業負債金	190,879,651	189,952,851
(1) 貯入金	186,725,373	188,523,350
(2) 借入金	3,200,000	300,000
(3) その他の信用事業負債金	952,367	1,125,464
未払費用	79,228	211,088
その他の負債金	873,138	914,376
(4) 睡眠貯金払戻引当金	1,911	4,036
2. 共済事業負債金	430,017	340,440
(1) 共済資金	200,331	102,344
(2) 未経過共済付加収入	229,686	238,095
3. 経済事業負債金	37,279	41,561
(1) 経済事業未払金	29,469	34,043
(2) 経済受託債務	7,809	7,518
4. 雑負債金	429,790	408,087
(1) 未払法人税等	127,327	120,517
(2) リース債務	3,362	2,241
(3) 資産除去債務	34,143	34,160
(4) その他の雑負債金	264,957	251,168
5. 諸引当金	204,742	200,175
(1) 賞与引当金	90,521	86,758
(2) 役員退職慰労引当金	36,176	45,872
(3) 特例業務負担引当金	78,044	67,544
6. 繰延税金負債	-	2,827
7. 再評価に係る繰延税金負債	204,132	204,132
負債の部合計	192,185,614	191,150,077
(純資産の部)		
1. 組合員資本	14,118,618	14,471,771
(1) 出資金	1,161,531	1,146,264
(2) 資本準備金	304,323	304,323
(3) 利益剰余金	12,657,873	13,027,576
利益準備金	2,555,514	2,555,514
その他の利益剰余金	10,102,359	10,472,062
信用事業基盤強化積立金	3,560,000	3,580,000
店舗・施設再編成積立金	38,400	37,500
合併50周年記念事業積立金	100,000	-
本支店等施設整備積立金	1,290,000	1,600,000
圧縮積立金	152,823	151,317
特別積立金	3,630,500	3,630,500
当期末処分剰余金	1,330,636	1,472,744
(うち当期剰余金)	(367,490)	(404,377)
(4) 処分未済持分	△ 5,109	△ 6,392
2. 評価・換算差額等	△ 1,412,770	△ 2,440,475
(1) その他有価証券評価差額金	△ 1,885,406	△ 2,913,111
(2) 土地再評価差額金	472,636	472,636
純資産の部合計	12,705,848	12,031,296
負債及び純資産の部合計	204,891,462	203,181,373

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目		令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1.	事業総利益	1,744,336	1,827,830
	事業収益	2,214,919	2,578,739
	事業費用	470,583	750,909
(1)	信用事業収益	1,469,559	1,848,403
	資金運用収益	1,377,785	1,762,843
	(うち預金利息)	(865,147)	(1,125,535)
	(うち有価証券利息)	(115,118)	(151,114)
	(うち貸出金利息)	(344,927)	(435,475)
	(うちその他受入利息)	(52,592)	(50,717)
	役務取引等収益	35,684	38,777
	その他経常収益	56,089	46,782
(2)	信用事業費用	206,640	491,088
	資金調達費用	139,920	418,638
	(うち貯金利息)	(135,468)	(410,396)
	(うち給付補填備金繰入)	(680)	(2,073)
	(うち借入金利息)	(2)	(2)
	(うちその他支払利息)	(3,769)	(6,165)
	役務取引等費用	9,431	9,255
	その他経常費用	57,289	63,194
	(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(-)	(4,036)
	信用事業総利益	1,262,918	1,357,314
(3)	共済事業収益	424,195	422,302
	共済付加収入	395,761	387,113
	その他の収益	28,434	35,189
(4)	共済事業費用	4,319	2,832
	共済推進費用	2,177	1,966
	その他の費用	2,142	866
	共済事業総利益	419,876	419,470
(5)	購買事業収益	128,360	135,036
	購買品供給高	117,944	127,426
	購買手数料	7,558	6,823
	その他の収益	2,857	785
(6)	購買事業費用	103,928	113,058
	購買品供給原価	103,055	111,319
	その他の費用	872	1,739
	購買事業総利益	24,432	21,977
(7)	販売事業収益	152,247	130,193
	販売品販売高	129,546	108,295
	販売手数料	19,797	19,149
	その他の収益	2,903	2,749
(8)	販売事業費用	112,129	98,345
	販売品販売原価	107,419	92,704
	その他の費用	4,709	5,640
	販売事業総利益	40,118	31,847
(9)	利用事業収益	31,561	32,609
	精米関係	1,746	1,653
	乾燥粳摺り関係	5,495	7,106
	農作業受託料	9,532	8,850
	水稻育苗関係	13,274	13,278
	その他の収益	1,513	1,720

(単位：千円)

科 目		令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
(10) 利 用 事 業 費 用		14,968	15,387
乾 燥 粉 摺 り 関 係		1,060	978
農 作 業 受 託 費		9,172	8,645
水 稲 育 苗 関 係		4,153	4,845
そ の 他 の 費 用		581	917
利 用 事 業 総 利 益		16,593	17,222
(11) 介 護 福 祉 事 業 収 益		5,783	6,203
居 宅 介 護 支 援 収 益		5,783	6,203
(12) 介 護 福 祉 事 業 費 用		15	27
介 護 福 祉 事 業 総 利 益		5,768	6,176
(13) 指 導 事 業 収 入		3,210	3,991
指 導 事 業 補 助 金		-	502
実 費 収 入		2,936	3,293
そ の 他 の 収 益		273	195
(14) 指 導 事 業 支 出		28,581	30,169
営 農 改 善 費		15,783	16,536
生 活 改 善 費		5,057	5,373
教 育 情 報 費		7,739	8,259
指 導 事 業 収 支 差 額	△	25,370	26,178
2. 事 業 管 理 費		1,469,180	1,370,685
(1) 人 件 費		1,072,816	942,830
(2) 業 務 費		152,773	183,589
(3) 諸 税 負 担 金		48,065	53,940
(4) 施 設 費		189,201	183,656
(5) そ の 他 事 業 管 理 費		6,323	6,667
事 業 利 益		275,156	457,144
3. 事 業 外 収 益		123,303	121,658
(1) 受 取 雑 利 息		277	317
(2) 受 取 出 資 配 当 金		109,283	109,283
(3) 貸 貸 料		2,300	2,280
(4) 雑 収 入		11,442	9,777
4. 事 業 外 費 用		3,361	4,750
(1) 支 払 雑 利 息		1,973	1,921
(2) 寄 付 金		50	20
(3) 減 価 償 却 費		769	759
(4) 固 定 資 産 処 分 損		0	1,103
(5) 雑 損 失		569	945
経 常 利 益		395,097	574,052
5. 特 別 利 益		107,735	107
(1) 固 定 資 産 処 分 益		107,735	107
6. 特 別 損 失		1,543	9,707
(1) 減 損 損 失		1,543	9,707
税 引 前 当 期 利 益		501,290	564,452
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		149,643	142,833
法 人 税 等 調 整 額	△	15,843	17,241
法 人 税 等 合 計		133,800	160,074
当 期 剰 余 金		367,490	404,377
当 期 首 繰 越 剰 余 金		930,951	967,466
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額		30,694	-
店 舗・施 設 再 編 成 積 立 金 取 崩 額		1,500	900
合 併 50 周 年 記 念 事 業 積 立 金 取 崩 額		-	100,000
当 期 末 処 分 剰 余 金		1,330,636	1,472,744

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	501,290	564,452
減価償却費	102,606	90,442
減損損失	1,543	9,707
資産除去債務関係損益（△は益）	16	16
睡眠貯金払戻引当金の増減額（△は減少）	△ 60	2,125
賞与引当金の増減額（△は減少）	60	△ 3,762
前払年金費用の増減額（△は増加）	64,968	△ 59,365
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△ 36,161	9,696
特例業務負担引当金の増減額（△は減少）	△ 12,097	△ 10,499
信用事業資金運用収益	△ 1,376,311	△ 1,761,145
信用事業資金調達費用	139,920	418,638
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 109,560	△ 109,600
支払雑利息	1,973	1,921
有価証券関係損益（△は益）	△ 1,473	△ 1,698
固定資産処分関係損益（△は益）	△ 107,735	1,103
その他	226	810
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減（△は増加）	△ 758,587	△ 214,484
預金の純増減（△は増加）	5,410,000	2,690,000
貯金の純増減（△は減少）	△ 417,612	1,797,977
信用事業借入金の純増減（△は減少）	△ 2,300,000	△ 2,900,000
その他の信用事業資産の純増減（△は増加）	13,588	4,807
その他の信用事業負債の純増減（△は減少）	△ 118,175	40,094
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（△は減少）	81,604	△ 97,986
未経過共済付加収入の純増減（△は減少）	7,100	8,408
その他の共済事業資産の純増減（△は増加）	1,552	△ 599
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減（△は増加）	△ 12,151	△ 3,688
棚卸資産の純増減（△は増加）	22,163	△ 11,914
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△は減少）	4,276	4,574
経済受託債務の純増減（△は減少）	1,102	△ 291
（その他の資産及び負債の純増減）		
その他の資産の純増減（△は増加）	20,762	9,525
その他の負債の純増減（△は減少）	△ 8,083	△ 16,215
信用事業資金運用による収入	1,352,708	1,540,144
信用事業資金調達による支出	△ 89,830	△ 285,635
小 計	2,379,620	1,717,556

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
雑利息及び出資配当金の受取額	109,581	109,597
雑利息の支払額	△ 1,982	△ 1,931
法人税等の支払額	△ 129,159	△ 149,643
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,358,060	1,675,579
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 2,093,583	△ 1,397,439
固定資産の取得による支出	△ 35,444	△ 46,790
固定資産の処分等による支出	139	659
固定資産の売却による収入	159,864	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,969,023	△ 1,443,569
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済等による支出	△ 1,120	△ 1,120
出資の払戻しによる支出	△ 14,204	△ 15,052
持分の取得による支出	△ 2,129	△ 4,263
持分の譲渡による収入	1,475	2,980
出資配当金の支払額	△ 35,068	△ 34,674
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,047	△ 52,130
4. 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	337,989	179,878
5. 現金及び現金同等物の期首残高	904,465	1,242,454
6. 現金及び現金同等物の期末残高	1,242,454	1,422,333

4. 注記表

(令和6年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法

(1)満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)

(2)その他有価証券

①時価のあるもの・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1)購買品および販売品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

(3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。なお、貸倒引当金はありません。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。

(2)賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3)退職給付引当金(前払年金費用)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、直近の財政計算上の数理債務および退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(令和7年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法

(1)満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)

(2)その他有価証券

①時価のあるもの・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1)購買品および販売品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

(3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。なお、貸倒引当金はありません。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。

(2)賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3)退職給付引当金(前払年金費用)

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、直近の財政計算上の数理債務および退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

また、当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業・介護福祉事業・指導事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

また、当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 利用事業・介護福祉事業・指導事業

当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 94,451 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和 7 年 3 月理事会附議の「繰延税金資産の回収可能性の判断に係る 5 年間の事業計画（利益計画）」を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 1,543 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年 3 月理事会附議の「繰延税金資産の回収可能性の判断に係る 5 年間の事業計画（利益計画）」を基礎として算出しており、5 年間の事業計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 一千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 94,181 千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和 8 年 3 月理事会附議の「繰延税金資産の回収可能性の判断に係る 5 年間の事業計画（利益計画）」を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 9,707 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 8 年 3 月理事会附議の「繰延税金資産の回収可能性の判断に係る 5 年間の事業計画（利益計画）」を基礎として算出しており、5 年間の事業計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 一千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 300 千円であり、その内訳は次の通りです。

車両運搬具 300 千円

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 定型的取引から生じる債権・債務を除いてはありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 487 千円、危険債権額は該当ありません。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 487 千円です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日・・・・平成 11 年 3 月 31 日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・・108,303 千円

●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)等に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、684,336 千円です。

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 200 千円であり、その内訳は次の通りです。

車両運搬具 200 千円

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 定型的取引から生じる債権・債務を除いてはありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額および危険債権額は該当ありません。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額は該当ありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の合計額は該当ありません。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日・・・・平成 11 年 3 月 31 日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・・83,569 千円

●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)等に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、569,110 千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、ATM等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
茨木市安威二丁目	遊 休 等	土 地	遊休資産等
茨木市大字下音羽	遊 休 等	土 地	遊休資産等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

茨木市安威二丁目	257 千円 (土地 257 千円)
茨木市大字下音羽	1,286 千円 (土地 1,286 千円)
合 計	1,543 千円 (土地 1,543 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、遊休資産等については正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、「不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額」を基礎として算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、77.29%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、ATM等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
茨木市上穂積二丁目	遊 休 等	工具器具備品	遊休資産等
茨木市西福井三丁目	遊 休 等	工具器具備品	遊休資産等
茨木市大字泉原	遊 休 等	工具器具備品	遊休資産等
茨木市大字下音羽	遊 休 等	土 地	遊休資産等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、固定資産の価値が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、廃止の意思決定をした貸金庫については、当該廃止に伴いグルーピングを見直した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

茨木市上穂積二丁目	3,521 千円 (工具器具備品 3,521 千円)
茨木市西福井三丁目	2,866 千円 (工具器具備品 2,866 千円)
茨木市大字泉原	2,322 千円 (工具器具備品 2,322 千円)
茨木市大字下音羽	997 千円 (土地 997 千円)
合 計	9,707 千円 (工具器具備品 8,710 千円、土地 997 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、遊休資産等については正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、「不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額」等を基礎として算定しています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、75.87%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などとを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層を含めたメンバーで構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。財務課は、理事会で決定した運用方針および ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。財務課が行った取引についてはコンプライアンス課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.74% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 466,393 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準

また、有価証券は、債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などとを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層を含めたメンバーで構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。財務課は、理事会で決定した運用方針および ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。財務課が行った取引についてはコンプライアンス課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.45% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 281,334 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準

する価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	140,514,136	140,403,646	△110,489
有価証券			
満期保有目的の債券	3,700,362	3,501,780	△198,582
その他の有価証券	9,477,740	9,477,740	-
貸出金	39,383,127	39,348,819	△34,307
資 産 計	193,075,365	192,731,986	△343,379
貯 金	186,725,373	186,203,063	△522,309
借 入 金	3,200,000	3,186,052	△13,947
負 債 計	189,925,373	189,389,115	△536,257

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

する価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	138,088,674	137,494,833	△593,841
有価証券			
満期保有目的の債券	4,800,294	4,373,470	△426,824
その他の有価証券	8,749,240	8,749,240	-
貸出金	39,597,611	39,420,867	△176,744
資 産 計	191,235,820	190,038,410	△1,197,410
貯 金	188,523,350	187,848,389	△674,961
借 入 金	300,000	299,568	△431
負 債 計	188,823,350	188,147,957	△675,392

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	6,834,150

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	137,314,136	-	-	-	-	3,200,000
有価証券						
満期保有目的の債権	-	-	-	200,000	-	3,500,000
その他の有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	11,400,000
貸出金(*1)	2,775,078	2,451,948	2,390,716	2,198,180	2,060,232	27,508,972
合 計	140,089,212	2,451,948	2,390,716	2,398,180	2,060,232	45,608,972

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 161,895 千円については「1 年以内」に含めています。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	162,685,221	11,283,561	12,091,406	230,793	247,936	186,453
借入金	2,900,000	300,000	-	-	-	-
合 計	165,585,221	11,583,561	12,091,406	230,793	247,936	186,453

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	-	-
	小 計	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	3,700,362	3,501,780
	小 計	3,700,362	3,501,780
合 計	3,700,362	3,501,780	Δ198,582

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価または 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国 債	309,310	299,031
	地方債	-	-
	社 債	-	-
	小 計	309,310	299,031
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国 債	5,460,900	6,553,510
	地方債	3,613,820	4,410,604
	社 債	93,710	100,000
	小 計	9,168,430	11,064,114
合 計	9,477,740	11,363,146	Δ1,885,406

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	6,834,150

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	133,188,674	-	-	-	-	4,900,000
有価証券						
満期保有目的の債権	-	-	200,000	-	200,000	4,400,000
その他の有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	100,000	11,600,000
貸出金(*1)	2,688,937	2,440,742	2,259,624	2,126,296	2,032,206	28,049,804
合 計	135,877,611	2,440,742	2,459,624	2,126,296	2,332,206	48,949,804

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 156,464 千円については「1 年以内」に含めています。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	168,532,571	10,403,637	8,870,289	271,085	167,790	277,976
借入金	300,000	-	-	-	-	-
合 計	168,832,571	10,403,637	8,870,289	271,085	167,790	277,976

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	-	-
	社 債	-	-
	小 計	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	200,000	194,690
	社 債	4,600,294	4,178,780
	小 計	4,800,294	4,373,470
合 計	4,800,294	4,373,470	Δ426,824

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価または 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国 債	-	-
	地方債	-	-
	社 債	-	-
	小 計	-	-
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国 債	5,384,630	7,152,894
	地方債	3,272,790	4,409,456
	社 債	91,820	100,000
	小 計	8,749,240	11,662,351
合 計	8,749,240	11,662,351	Δ2,913,111

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職年金規程に基づき、りそな銀行および三井住友信託銀行との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、直近の財政計算上の数理債務および退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	127,508 千円
退職給付費用	△131,398 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出金	66,429 千円
期末における前払年金費用（＊）	62,539 千円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,337,554 千円
確定給付企業年金制度	△1,400,093 千円
未積立退職給付債務	△62,539 千円
貸借対照表計上額純額	△62,539 千円
前払年金費用（＊）	△62,539 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	131,398 千円
退職給付費用	131,398 千円

(5) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。

（＊）年金資産の合計額が退職給付債務の金額を超過しているため、当該超過額を貸借対照表上前払年金費用として資産の部に表示しています。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 10,422 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 10,422 千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職年金規程に基づき、りそな銀行および三井住友信託銀行との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、直近の財政計算上の数理債務および退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	62,539 千円
退職給付費用	5,450 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出金	53,915 千円
期末における前払年金費用（＊）	121,905 千円

(3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,216,925 千円
確定給付企業年金制度	△1,338,831 千円
未積立退職給付債務	△121,905 千円
貸借対照表計上額純額	△121,905 千円
前払年金費用（＊）	△121,905 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	△5,450 千円
退職給付費用	△5,450 千円

(5) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。

（＊）年金資産の合計額が退職給付債務の金額を超過しているため、貸借対照表上は当該超過額を前払年金費用として資産の部に表示しています。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 10,651 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 10,651 千円と相殺して表示しています。

なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	25,273 千円
役員退職慰労引当金	10,357 千円
特例業務負担引当金	22,264 千円
減損損失	33,142 千円
その他有価証券評価差額金	539,791 千円
その他	32,011 千円
繰延税金資産小計	662,841 千円
評価性引当額	△568,389 千円
繰延税金資産合計(A)	94,451 千円

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△213 千円
固定資産圧縮積立金	△60,701 千円
外部出資	△1,217 千円

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	24,839 千円
役員退職慰労引当金	13,133 千円
特例業務負担引当金	19,337 千円
減損損失	32,597 千円
その他有価証券評価差額金	834,023 千円
その他	33,162 千円
繰延税金資産小計	957,093 千円
評価性引当額	△862,911 千円
繰延税金資産合計(A)	94,181 千円

(繰延税金負債)

資産除去費用の資産計上額	△188 千円
固定資産圧縮積立金	△60,701 千円
外部出資	△1,217 千円

前払年金費用	△17,905 千円
繰延税金負債合計(B)	△80,037 千円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	14,414 千円
(再評価繰延税金資産)	
土地再評価差損	10,373 千円
再評価繰延税金資産小計	10,373 千円
評価性引当額	△10,373 千円
再評価繰延税金資産合計(A)	—
(再評価繰延税金負債)	
土地再評価差益	△204,132 千円
再評価繰延税金負債合計(B)	△204,132 千円
再評価繰延税金負債の純額	
(A)+(B)	△204,132 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から28.63%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は726千円減少し、法人税等調整額は同額増加しています。また、再評価に係る繰延税金負債は5,062千円増加し、土地再評価差額は同額減少しています。

IX. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容および減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、デジタル複合機です。

リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

前払年金費用	△34,901 千円
繰延税金負債合計(B)	△97,008 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△2,827 千円
(再評価繰延税金資産)	
土地再評価差損	10,373 千円
再評価繰延税金資産小計	10,373 千円
評価性引当額	△10,373 千円
再評価繰延税金資産合計(A)	—
(再評価繰延税金負債)	
土地再評価差益	△204,132 千円
再評価繰延税金負債合計(B)	△204,132 千円
再評価繰延税金負債の純額	
(A)+(B)	△204,132 千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

IX. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容および減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、デジタル複合機です。

リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に 11 年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に 1.474%）を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	34,126 千円
時の経過による調整額	16 千円
事業年度の期末残高	34,143 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

XI. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。

2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和 6 年 3 月 31 日

現金・預金勘定	146,364,465 千円
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	<u>△145,460,000 千円</u>
現金および現金同等物	<u>904,465 千円</u>

令和 7 年 3 月 31 日

現金・預金勘定	141,292,454 千円
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	<u>△140,050,000 千円</u>
現金および現金同等物	<u>1,242,454 千円</u>

3. 重要な非資金取引

該当事項はありません。

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に 11 年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に 1.474%）を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	34,143 千円
時の経過による調整額	16 千円
事業年度の期末残高	34,160 千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

XI. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。

2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和 7 年 3 月 31 日

現金・預金勘定	141,292,454 千円
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	<u>△140,050,000 千円</u>
現金および現金同等物	<u>1,242,454 千円</u>

令和 8 年 3 月 31 日

現金・預金勘定	138,782,333 千円
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	<u>△137,360,000 千円</u>
現金および現金同等物	<u>1,422,333 千円</u>

3. 重要な非資金取引

該当事項はありません。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和6年度 総代会承認日 令和7年6月26日	令和7年度 総代会承認日 令和8年6月26日
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,330,636	1,472,744
任 意 積 立 金 取 崩 額	1,505	-
圧 縮 積 立 金	1,505	-
剰 余 金 処 分 額	364,674	395,566
(1) 任 意 積 立 金	330,000	350,000
信用事業基盤強化積立金	20,000	40,000
本支店等施設整備積立金	310,000	310,000
(2) 出 資 配 当 金	34,674	45,566
(出資配当率)	(3.0%)	(4.0%)
合 併 50 周 年 記 念 配 当 金	-	11,391
次 期 繰 越 剰 余 金	967,466	1,077,177

- (注) 1. 利益準備金は、定款第64条の積立額に達しているため、積み立ては行いません。
2. 出資配当金は、年4パーセントの割合とします。(うち1パーセント分は、合併50周年の記念配当金になります。)
3. 任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金(目的積立金)の種類および積立目的、積立目標額等は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	信用事業基盤強化 積立金	店舗・施設再編成 積立金	合併50周年記念 事業積立金	本支店等 施設整備積立金
積 立 目 的	金融自由化に対応し、信用事業基盤強化に必要な資金を積み立てる。	被再編成店舗・施設の除却費用等に必要な資金を積み立てる。	合併50周年記念事業に必要な資金を積み立てる。	本支店等の老朽化に対応するための必要な費用相当分を積み立てる。
積立目標額	期末の貯金、定期積金、貸出金、有価証券総額の15/1000	250,000	100,000	2,500,000
令和6年度 積立額	20,000	-	-	310,000
令和7年度 積立額	40,000	-	-	310,000
累計積立額	3,620,000	37,500	-	1,910,000

* 上記の店舗・施設再編成積立金に係る当期取崩額は900千円、
合併50周年記念事業積立金に係る当期取崩額は100,000千円です。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和 6年度 24,000千円

令和 7年度 24,000千円

6. 部門別損益計算書

○令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	共通 管理費等
事業収益 ①	2,214,919	1,469,559	424,195	275,732	42,936	2,497	
事業費用 ②	470,583	206,640	4,319	201,179	42,615	15,830	
事業総利益 (①-②) ③	1,744,336	1,262,918	419,876	74,553	321	△ 13,333	
事業管理費 ④	1,469,180	816,338	298,726	192,317	105,875	55,923	
(うち減価償却費) ⑤	101,841	39,165	3,051	30,367	16,563	12,695	
(うち人件費) ⑤'	1,072,816	579,086	264,665	119,706	71,530	37,827	
※うち共通管理費 ⑥		260,935	75,336	57,636	25,817	12,002	△ 431,726
(うち減価償却費) ⑦		10,352	2,989	2,286	1,025	476	△ 17,128
(うち人件費) ⑦'		168,453	48,635	37,207	16,666	7,748	△ 278,709
事業利益 (③-④) ⑧	275,156	446,580	121,150	△ 117,764	△ 105,554	△ 69,256	
事業外収益 ⑨	123,303	102,791	17,486	1,769	961	296	
※うち共通分 ⑩		6,441	1,860	1,423	637	296	△ 10,657
事業外費用 ⑪	3,361	2,812	242	185	83	39	
※うち共通分 ⑫		839	242	185	83	39	△ 1,388
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	395,097	546,558	138,394	△ 116,180	△ 104,676	△ 68,999	
特別利益 ⑭	107,735	65,114	18,800	14,383	6,443	2,995	
※うち共通分 ⑮		65,114	18,800	14,383	6,443	2,995	△ 107,735
特別損失 ⑯	1,543	932	269	206	93	43	
※うち共通分 ⑰		932	269	206	93	43	△ 1,543
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	501,290	610,740	156,925	△ 102,003	△ 98,326	△ 66,047	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		29,220	13,394	12,417	11,016	△ 66,047	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	501,290	581,520	143,531	△ 114,420	△ 109,342		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書注記

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 配賦基準：(職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割)の平均値
(2) 営農指導事業 配賦基準：(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	60.44	17.45	13.35	5.98	2.78	100.00
営 農 指 導 事 業	44.24	20.28	18.80	16.68		100.00

(参考) 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	共通資産
事 業 別 の 総 資 産	204,891,462	200,878,475	782,245	759,834	369,942	353,729	1,747,237
総資産(共通資産配賦後)※	204,891,462	201,934,505	1,087,138	993,090	474,427	402,302	
(うち固定資産)	3,026,644	1,016,767	272,813	892,517	447,685	396,862	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：(職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割)の平均値

○令和7年度

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	共通 管理費等
事業収益 ①	2,578,739	1,848,403	422,302	259,950	44,805	3,279	
事業費用 ②	750,909	491,088	2,832	194,222	46,135	16,632	
事業総利益 (①-②) ③	1,827,830	1,357,314	419,470	65,728	△ 1,330	△ 13,353	
事業管理費 ④	1,370,685	772,609	265,613	187,308	91,767	53,388	
（うち減価償却費） ⑤	90,342	31,587	3,077	29,103	14,188	12,387	
（うち人件費） ⑤'	942,830	514,533	224,953	110,907	58,155	34,281	
※うち共通管理費 ⑥		281,859	77,294	62,324	26,026	13,128	△ 460,631
（うち減価償却費） ⑦		10,676	2,928	2,361	986	497	△ 17,448
（うち人件費） ⑦'		161,353	44,248	35,678	14,898	7,515	△ 263,692
事業利益 (③-④) ⑧	457,144	584,704	153,857	△ 121,580	△ 93,097	△ 66,741	
事業外収益 ⑨	121,658	101,537	17,129	1,938	799	255	
※うち共通分 ⑩		5,482	1,503	1,211	506	255	△ 8,957
事業外費用 ⑪	4,750	3,651	475	383	160	81	
※うち共通分 ⑫		1,729	475	383	160	81	△ 2,828
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	574,052	682,590	170,511	△ 120,025	△ 92,458	△ 66,567	
特別利益 ⑭	107	71	15	12	6	3	
※うち共通分 ⑮		54	15	12	6	3	△ 90
特別損失 ⑯	9,707	5,939	1,629	1,313	549	277	
※うち共通分 ⑰		5,939	1,629	1,313	549	277	△ 9,707
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	564,452	676,722	168,898	△ 121,326	△ 93,001	△ 66,841	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		30,193	13,188	12,338	11,122	△ 66,841	
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	564,452	646,529	155,710	△ 133,664	△ 104,123		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書注記

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 配賦基準：（職員数割＋事業総利益割＋人件費を除いた事業管理費割）の平均値
(2) 営農指導事業 配賦基準：（均等割＋事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：％)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	61.19	16.78	13.53	5.65	2.85	100.00
営 農 指 導 事 業	45.17	19.73	18.46	16.64		100.00

(参考) 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事業	生活その他 事業	営 農 指導事業	共通資産
事業別の総資産	203,181,373	199,157,428	782,409	773,699	337,500	357,833	1,772,504
総資産（共通資産配賦後）※	203,181,373	200,242,023	1,079,836	1,013,519	437,646	408,349	
（うち固定資産）	2,971,521	1,086,207	267,755	852,737	389,001	375,821	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：（職員数割＋事業総利益割＋人件費を除いた事業管理費割）の平均値

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成 17 年 10 月 14 日付金監第 2835 号・17 経営第 3991 号）に基づく、当ＪＡの財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

- 1 私は、当ＪＡの令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - （１）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （２）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （３）重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和 8 年 7 月 21 日

茨木市農業協同組合

代表理事組合長 西 上 聡

8. 会計監査人の監査

令和 6 年度および令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	2,025,065	2,059,263	2,114,667	2,214,919	2,578,739
信用事業収益	1,345,803	1,364,498	1,406,212	1,469,559	1,848,403
共済事業収益	420,641	408,239	413,676	424,195	422,302
農業関連事業収益	188,305	200,318	248,496	275,732	259,950
その他事業収益	70,314	86,207	46,282	45,433	48,084
経 常 利 益	404,534	393,076	603,854	395,097	574,052
当 期 剰 余 金	286,818	299,949	443,328	367,490	404,377
出 資 金	1,197,814	1,186,728	1,175,414	1,161,531	1,146,264
(出 資 口 数)	(1,197,814)	(1,186,728)	(1,175,414)	(1,161,531)	(1,146,264)
純 資 産 額	13,534,139	13,352,726	13,325,000	12,705,848	12,031,296
総 資 産 額	206,030,438	205,926,950	208,245,024	204,891,462	203,181,373
貯 金 等 残 高	182,834,236	182,596,580	187,142,986	186,725,373	188,523,350
貸 出 金 残 高	37,413,698	37,975,934	38,624,539	39,383,127	39,597,611
有 価 証 券 残 高	9,389,310	10,953,990	12,015,020	13,178,102	13,549,534
剰 余 金 配 当 金 額	35,794	35,451	35,068	34,674	45,566
出 資 配 当 の 額	35,794	35,451	35,068	34,674	45,566
職 員 数	125	123	120	116	107
単 体 自 己 資 本 比 率	20.56%	20.88%	21.53%	23.30%	23.89%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収益	1,377,785	1,762,843	385,058
資金調達費用	139,920	418,638	278,717
資金運用収支	1,237,864	1,344,205	106,341
役務取引等収益	35,684	38,777	3,092
役務取引等費用	9,431	9,255	△ 175
役務取引等収支	26,253	29,521	3,267
その他信用事業収益	56,089	46,782	△ 9,307
その他信用事業費用	57,289	63,194	5,905
その他信用事業収支	△ 1,199	△ 16,412	△ 15,212
信用事業粗利益	1,262,918	1,357,314	94,395
(信用事業粗利益率)	0.64%	0.69%	0.05%
共済事業粗利益	419,876	419,470	△ 405
(共済事業粗利益率)	0.13%	0.13%	0.00%
購買事業粗利益	24,432	21,977	△ 2,454
(購買事業粗利益率)	10.56%	9.06%	-1.50%
販売事業粗利益	40,118	31,847	△ 8,270
(販売事業粗利益率)	14.66%	12.88%	-1.78%
事業粗利益	1,827,098	1,922,271	95,172
(事業粗利益率)	0.86%	0.91%	0.05%
事業純益	357,918	551,586	193,667
実質事業純益	357,918	551,586	193,667
コア事業純益	357,918	551,586	193,667
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	357,918	551,586	193,667

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3. 購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4. 販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5. 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	196,051,026	1,377,785	0.70%	195,290,128	1,762,843	0.90%
うち 預 金	143,362,053	865,147	0.60%	140,363,918	1,125,535	0.80%
うち 有 価 証 券	14,016,909	115,118	0.82%	15,847,721	151,114	0.95%
うち 貸 出 金	38,672,063	344,927	0.89%	39,078,489	435,475	1.11%
資金調達勘定	191,038,659	139,920	0.07%	189,869,711	418,638	0.22%
うち 貯金・定期積金	186,493,937	136,148	0.07%	187,780,333	412,470	0.21%
うち 借 入 金	4,544,721	2	0.00%	2,089,377	2	0.00%
総資金利ざや	-	-	0.14%	-	-	0.21%

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. (注)1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めております。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	89,534	385,058
うち 預 金	76,065	260,388
うち 有 価 証 券	24,609	35,996
うち 貸 出 金	5,349	90,548
支 払 利 息	93,278	278,717
うち 貯 金 ・ 定 期 積 金	94,841	276,321
うち 借 入 金	△ 8	0
差 引	△ 3,743	106,341

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
当 座 貯 金	4,975	0.00%	15,824	0.00%	10,849
普 通 貯 金	84,256,785	45.12%	85,906,962	45.56%	1,650,177
貯 蓄 貯 金	565,444	0.30%	590,088	0.31%	24,643
通 知 貯 金	-	-	-	-	-
その他の流動性貯金	109,259	0.05%	107,050	0.05%	△ 2,208
流動性貯金計	84,936,463	45.48%	86,619,925	45.94%	1,683,461
定 期 貯 金	99,402,400	53.23%	99,721,839	52.89%	319,438
定 期 積 金	2,117,750	1.13%	1,928,983	1.02%	△ 188,766
その他の定期性貯金	268,758	0.14%	252,601	0.13%	△ 16,156
定期性貯金計	101,788,909	54.51%	101,903,425	54.05%	114,516
合 計	186,725,373	100.00%	188,523,350	100.00%	1,797,977

②貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	平均残高	構 成 比	平均残高	構 成 比	
当 座 貯 金	13,986	0.00%	8,681	0.00%	△ 5,304
普 通 貯 金	83,674,663	44.86%	85,043,109	45.28%	1,368,445
貯 蓄 貯 金	554,599	0.29%	575,221	0.30%	20,622
通 知 貯 金	-	-	-	-	-
その他の流動性貯金	98,777	0.05%	107,135	0.05%	8,358
流動性貯金計	84,342,026	45.22%	85,734,147	45.65%	1,392,121
定 期 貯 金	99,777,683	53.50%	99,874,409	53.18%	96,725
定 期 積 金	2,105,276	1.12%	1,911,847	1.01%	△ 193,428
その他の定期性貯金	268,950	0.14%	259,928	0.13%	△ 9,021
定期性貯金計	102,151,911	54.77%	102,046,186	54.34%	△ 105,725
合 計	186,493,937	100.00%	187,780,333	100.00%	1,286,396

③定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 定 期	99,670,685	99.99%	99,973,766	99.99%	303,081
変 動 金 利 定 期	474	0.00%	674	0.00%	200
合 計	99,671,159	100.00%	99,974,441	100.00%	303,282

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
証 書 貸 付	39,221,431	99.58%	39,441,147	99.60%	219,715
当 座 貸 越	161,695	0.41%	156,464	0.39%	△ 5,231
合 計	39,383,127	100.00%	39,597,611	100.00%	214,484

②貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手 形 貸 付	—	—	—	—	—
証 書 貸 付	38,513,634	99.59%	38,921,524	99.59%	407,890
当 座 貸 越	158,428	0.40%	156,964	0.40%	△ 1,464
合 計	38,672,063	100.00%	39,078,489	100.00%	406,426

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	7,935,994	20.15%	6,941,867	17.53%	△ 994,127
変 動 金 利 貸 出	31,285,436	79.43%	32,499,280	82.07%	1,213,842
そ の 他	161,695	0.41%	156,464	0.40%	△ 5,231
合 計	39,383,127	100.00%	39,597,611	100.00%	214,484

④貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
物的担保	貯 金 等	806,085	844,507		38,421
	不 動 産	10,311,082	9,316,171		△ 994,911
	そ の 他 担 保 物	38,812	30,235		△ 8,577
	計	11,155,980	10,190,913		△ 965,066
保証	農業信用基金協会保証	27,636,203	28,797,060		1,160,856
	そ の 他 保 証	590,942	609,637		18,695
	計	28,227,146	29,406,697		1,719,551
信 用	—	—	—		—
合 計	39,383,127		39,597,611		214,484

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	29,637,034	75.25%	29,448,143	74.36%	△ 188,891
運 転 資 金	394,023	1.00%	357,943	0.90%	△ 36,079
そ の 他	9,352,068	23.74%	9,791,525	24.72%	439,456
合 計	39,383,127	100.00%	39,597,611	100.00%	214,484

⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農 業	67,664	0.17%	60,961	0.15%	△ 6,702
建 設 業	53,112	0.13%	52,645	0.13%	△ 466
卸 売 ・ 小 売 業	2,349	0.00%	-	0.00%	△ 2,349
不 動 産 業	30,438,808	77.28%	30,042,684	75.87%	△ 396,124
各 種 サ ー ビ ス 業	12,186	0.03%	8,962	0.02%	△ 3,224
地 方 公 共 団 体	35,000	0.08%	30,000	0.08%	△ 5,000
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,774,006	22.27%	9,402,358	23.74%	628,351
合 計	39,383,127	100.00%	39,597,611	100.00%	214,484

- (注) 1. 土地開発公社向け貸出金は不動産業に含めております。
2. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいております。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	190,975	187,748	△ 3,226
うち 穀 作	41,566	46,976	5,409
うち 野 菜 ・ 園 芸	5,686	5,174	△ 511
うち 果樹・樹園農業	22,469	19,173	△ 3,296
うち 養 鶏 ・ 養 卵	198	204	5
うち その他農業	121,053	116,220	△ 4,833
合 計	190,975	187,748	△ 3,226

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれております。

●資金種類別

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	175,975	173,998	△ 1,976
農 業 制 度 資 金	15,000	13,750	△ 1,250
うち 農業近代化資金	15,000	13,750	△ 1,250
合 計	190,975	187,748	△ 3,226

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

⑨農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

● 農協法および金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	487	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
合 計	487	-
正 常 債 権	39,388,816	39,603,906

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

(注) 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注) 3. 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注) 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注 1、注 2 に掲げるものを除く。)をいいます。

(注) 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注 1、注 2 および注 4 に掲げるものを除く。)をいいます。

(注) 6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
金融再生法開示債権合計 (A)	487	-
保全額合計 (B)	487	-
うち貸倒引当金	-	-
うち担保保証等	487	-
保 全 率 (B) / (A)	100%	-

(注) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しております。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

該当ありません。

⑫貸出金償却等の額

該当ありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度				令和7年度			
	仕 向		被仕向		仕 向		被仕向	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
送金・振込為替	25,835	25,273,422	165,544	46,506,575	27,774	24,083,657	166,294	47,587,763
代金取立為替	0	0	1	0	0	0	3	11,737
雑 為 替	319	174,177	53	4,830	312	167,598	35	628
合 計	26,154	25,447,599	165,598	46,511,406	28,086	24,251,255	166,332	47,600,128

②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位：千円)

種 類	窓 口 販 売 実 績		引 受 実 績	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 債	41,000	195,500	-	-

③オフ・バランス取引の状況

該当ありません。

(4) 有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	6,431,040	6,995,230	564,189
地 方 債	4,409,566	4,445,295	35,729
社 債	3,176,303	4,407,195	1,230,892
合 計	14,016,909	15,847,721	1,830,811

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和6年度および令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種 類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度	国 債	—	—	—	—	309,310	5,460,900	—	5,770,210
	地方債	—	—	—	—	790,820	2,823,000	—	3,613,820
	社 債	—	—	200,000	494,072	2,800,000	300,000	—	3,794,072
令和7年度	国 債	—	—	—	98,160	195,420	5,091,050	—	5,384,630
	地方債	—	—	—	—	936,310	2,536,480	—	3,472,790
	社 債	—	200,000	292,114	700,000	3,300,000	200,000	—	4,692,114

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和6年度および令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

種 類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	200,000	194,690	△ 5,310
	社 債	3,700,362	3,501,780	△ 198,582	4,600,294	4,178,780	△ 421,514
	小 計	3,700,362	3,501,780	△ 198,582	4,800,294	4,373,470	△ 426,824
合 計		3,700,362	3,501,780	△ 198,582	4,800,294	4,373,470	△ 426,824

[その他有価証券]

(単位：千円)

種 類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国 債	309,310	299,031	10,278	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	小 計	309,310	299,031	10,278	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国 債	5,460,900	6,553,510	△ 1,092,610	5,384,630	7,152,894	△ 1,768,264
	地方債	3,613,820	4,410,604	△ 796,784	3,272,790	4,409,456	△ 1,136,666
	社 債	93,710	100,000	△ 6,290	91,820	100,000	△ 8,180
	小 計	9,168,430	11,064,114	△ 1,895,684	8,749,240	11,662,351	△ 2,913,111
合 計		9,477,740	11,363,146	△ 1,885,406	8,749,240	11,662,351	△ 2,913,111

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
投資信託残高	357,549	577,170

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和6年度	令和7年度
残高有り投資信託口座数	337	433

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終 身 共 済	6,657	52,984,219	6,621	51,443,552
	定 期 生 命 共 済	222	2,426,300	222	2,422,720
	養 老 生 命 共 済	2,822	8,519,040	2,546	7,022,347
	う ち こ ど も 共 済	2,259	4,433,238	2,205	4,098,238
	医 療 共 済	2,467	1,182,750	2,484	1,092,750
	が ん 共 済	976	257,000	998	239,000
	定 期 医 療 共 済	417	885,500	389	845,500
	介 護 共 済	1,319	4,156,458	1,371	4,286,581
	認 知 症 共 済	27	-	27	-
	生 活 障 害 共 済	57	-	50	-
	特 定 重 度 疾 病 共 済	82	-	82	-
	年 金 共 済	4,509	37,000	4,496	27,000
建 物 系	建 物 更 生 共 済	9,204	244,645,444	9,099	249,759,773
合 計		28,759	315,093,713	28,385	317,139,224

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しております。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済			10,005		9,403
		2,467	83,990	2,484	103,450
が ん 共 済			5,516		5,099
		976	-	998	10,870
定 期 医 療 共 済		417	1,983	389	1,843
合 計			17,504		16,345
		3,860	83,990	3,871	114,320

- (注) 1. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。
2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しております。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
介 護 共 済		1,319	4,757,078	1,371	5,050,974
認 知 症 共 済		27	52,000	27	47,000
生 活 障 害 共 済（一時金型）		37	53,200	33	50,700
生 活 障 害 共 済（定期年金型）		20	10,100	17	8,800
特 定 重 度 疾 病 共 済		82	86,500	82	86,500

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	2,922	1,932,893	2,879	1,858,351
年 金 開 始 後	1,587	1,133,542	1,617	1,164,975
合 計	4,509	3,066,436	4,496	3,023,327

(注) 金額は、年金年額を記載しております。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	884	14,920,900	10,964	877	15,324,840	10,996
自 動 車 共 済	4,650	-	166,337	4,617	-	170,182
傷 害 共 済	2,269	8,077,000	1,510	2,038	6,931,500	1,425
賠 償 責 任 共 済	197	-	418	184	-	391
自 賠 責 共 済	1,328	-	21,401	1,303	-	21,098
合 計	9,328	-	200,632	9,019	-	204,093

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「-」。）を記載しております。

3. 購買事業取扱実績

(1) 受託購買品取扱実績

該当ありません。

(2) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類			令和6年度	令和7年度
			購買品取扱高	購買品取扱高
生 産 資 材	飼 料		2,154	598
	肥 料		44,904	46,731
	農 薬		28,080	29,904
	保 温 資 材		4,801	6,641
	包 装 資 材		4,136	3,629
	農 業 機 械		38,291	39,002
	石 油 類		1,370	1,154
	自 動 車		10,452	17,421
	建 築 資 材		13,616	11,785
	そ の 他		16,835	17,446
計		164,642	174,314	
生 活 物 資	食 料 品	米	2,185	6,318
		生鮮食品（みしま館）	11,954	11,923
		一 般 食 品	6,604	7,052
	衣 料 品		801	1,122
	耐 久 消 費 財		27,367	21,234
	日 用 雑 貨		16,343	18,023
	そ の 他		1,443	2,354
計		66,700	68,030	
合 計		231,343	242,344	

(注) 購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1) 受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	販売品取扱高	販売品取扱高
豆 ・ 雑 穀	3,932	3,998
野 菜	76,238	71,132
果 実	4,821	5,850
花 き ・ 花 木	27,928	26,511
畜 産 物	11,702	11,642
そ の 他	19,327	19,755
合 計	143,949	138,890

(注) 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	販売品取扱高	販売品取扱高
米	96,678	71,438
特 定 米 穀	2,531	2,933
種 子 粳	592	649
青 果	9,273	12,701
そ の 他	20,470	20,572
合 計	129,546	108,295

(注) 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 指導事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	指 導 補 助 金	49	502
	実 費 収 入	2,936	3,293
	農 産 物 検 査 料	223	195
	計	3,210	3,991
費 用	営 農 改 善 費	15,783	16,536
	生 活 改 善 費	5,057	5,373
	教 育 情 報 費	7,739	8,259
	計	28,581	30,169
収 支 差 額		△ 25,370	△ 26,178

6. その他の事業

●利用事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	精 米 関 係	1,746	1,653
	乾 燥 粳 摺 り 関 係	5,495	7,106
	農 作 業 受 託 料	9,532	8,850
	水 稲 育 苗 関 係	13,274	13,278
	そ の 他 の 収 益	1,513	1,720
	計	31,561	32,609
費 用	乾 燥 粳 摺 り 関 係	1,060	978
	農 作 業 受 託 費	9,172	8,645
	水 稲 育 苗 関 係	4,153	4,845
	そ の 他 の 費 用	581	917
	計	14,968	15,387
総 利 益		16,593	17,222

●介護福祉事業

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	居 宅 介 護 支 援 収 益	5,783	6,203
	計	5,783	6,203
費 用	そ の 他 の 費 用	15	27
	計	15	27
総 利 益		5,768	6,176

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％、％ポイント)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18%	0.27%	0.08%
資 本 経 常 利 益 率	2.77%	3.94%	1.16%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.17%	0.19%	0.01%
資 本 当 期 純 利 益 率	2.57%	2.77%	0.19%

- (注) 1. 総資産経常利益率 $= \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$
2. 資本経常利益率 $= \frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$
3. 総資産当期純利益率 $= \frac{\text{当期剰余金（税引後）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$
4. 資本当期純利益率 $= \frac{\text{当期剰余金（税引後）}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％、％ポイント)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	21.09%	21.00%	△0.08%
	期 中 平 均	20.73%	20.81%	0.07%
貯 証 率	期 末	7.05%	7.18%	0.13%
	期 中 平 均	7.51%	8.44%	0.92%

- (注) 1. 貯貸率（期末） $= \frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
2. 貯貸率（期中平均） $= \frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$
3. 貯証率（期末） $= \frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$
4. 貯証率（期中平均） $= \frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		令和6年度	令和7年度	増 減
信 用 事 業	貯 金 残 高	1,609,701	1,761,900	152,198
	貸 出 金 残 高	339,509	370,071	30,561
共 済 事 業	長期共済保有高	2,716,325	2,963,917	247,592
経 済 事 業	購買品取扱高	1,994	2,264	270
	販売品取扱高	2,357	2,310	△ 47

(注) 各年度末の数値を令和6年度は116人、令和7年度は107人で除して算出しております。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 残 高	37,345,074	37,704,670	359,595
貸 出 金 残 高	7,876,625	7,919,522	42,896
長 期 共 済 保 有 高	78,773,428	79,284,806	511,377
購 買 品 取 扱 高	46,268	48,469	2,200

(注) 令和6年度、令和7年度とも貯金残高、貸出金残高、購買品取扱高は5店舗、長期共済保有高は4店舗で除して算出しております。

V 自己資本の充実の状況等

- ①農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁・農林水産省告示第4号)として開示しております。
- ②「定性的な開示事項」において、前年度と同様の内容については前年度分の記載を省略しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、23.89%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

〔普通出資による資本調達額〕

項 目	内 容
発 行 主 体	茨木市農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,146,264 千円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーディング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポートに関する事項

該当ありません。

6. CVAリスクに関する事項

該当ありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク ②システムリスクの二つに分けて管理しています。各リスクの管理方針等については、P12をご覧ください。

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものをいい、当ＪＡにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金(外部出資等損失引当金)の計上や直接償却(外部出資等償却)を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シュミレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減の手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定方法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前年度事業末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点)
特段ありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,083,944	14,426,205
うち、出資金および資本準備金の額	1,465,854	1,450,587
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	12,657,873	13,027,576
うち、外部流出予定額 (Δ)	Δ 34,674	Δ 45,566
うち、上記以外に該当するものの額	Δ 5,109	Δ 6,392
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	-	-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	-	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,083,944	14,426,205
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	2,969	2,909
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	2,969	2,909
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	44,634	87,004
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	47,603	89,913
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)）	14,036,340	14,336,292
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	58,078,482	57,781,638
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (Δ)	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を10パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,161,651	2,217,559
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	60,240,133	59,999,198
自己資本比率		
自己資本比率（(イ) / (二)）×100	23.30%	23.89%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 7 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

項目	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	778,318	-	-	693,658	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	6,862,484	-	-	7,164,487	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,451,694	-	-	4,646,100	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	141,326,304	28,265,261	1,130,610	139,113,494	27,822,698	1,112,907
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,815,702	1,819,531	72,781	4,721,370	2,272,322	90,892
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,688,350	614,591	24,583	1,730,331	603,493	24,139
（うちトランザクター向け）	2,670	1,201	48	9,360	4,212	168
不動産関連向け	10,056,658	5,845,231	233,809	9,070,918	5,304,923	212,196
（うち自己居住用不動産等向け）	603,833	160,640	6,425	564,132	148,883	5,955
（うち賃貸用不動産向け）	8,082,741	4,738,355	189,534	7,277,014	4,300,910	172,036
（うち事業用不動産関連向け）	1,370,083	946,235	37,849	1,229,771	855,128	34,205
取立未済手形	36,794	7,358	294	31,500	6,300	252
信用保証協会等による保証付	27,639,228	2,725,291	109,011	28,800,583	2,849,807	113,992
株式等	549,760	549,760	21,990	549,760	714,688	28,587
上記以外	8,824,871	18,251,456	730,058	8,780,820	18,207,405	728,296
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	6,284,390	15,710,975	628,439	6,284,390	15,710,975	628,439
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,540,481	2,540,481	101,619	2,496,430	2,496,430	99,857
合計（信用リスク・アセットの額）	206,030,169	58,078,482	2,323,139	205,303,025	57,781,638	2,311,265
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 （標準的計測手法）	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	2,161,651		86,466	2,217,559		88,702
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	60,240,133		2,409,605	59,999,198		2,399,967

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,161,651	2,217,559
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	86,466	88,702
B I	1,441,100	1,478,372
B I C	172,932	177,404

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

④ 信用リスクに関するエクスポージャーおよび延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

項 目		令和6年度			令和7年度				
		信用リスクに関する エクスポージャーの残高		延滞エク スポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高		延滞エク スポージャー		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券			
法人	農 業	19,889	19,889	-	18,129	18,129	-	-	-
	建設・不動産業	5,438,808	5,438,808	-	5,200,861	5,200,861	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,711,792	-	3,711,792	4,617,545	-	4,617,545	-	-
	運輸・通信業	150	-	-	150	-	-	-	-
	金融・保険業	148,144,304	-	-	145,931,494	-	-	-	-
	卸売・小売 飲食・サービス業	16,000	-	-	16,000	-	-	-	-
	日本国政府 地方公共団体	11,314,179	35,000	11,279,179	11,810,588	30,000	11,780,588	-	-
	上記以外	103,909	3,804	100,105	103,123	3,018	100,105	-	-
個人		33,925,539	33,914,397	-	34,383,543	34,372,292	-	-	-
その他		3,355,595	-	-	3,221,589	-	-	-	-
業種別残高計		206,030,169	39,411,900	15,091,077	205,303,025	39,624,301	16,498,238	-	-
1 年 以 下		137,912,348	252,093	-	134,414,304	211,223	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下		558,976	558,976	-	866,778	666,047	200,680	-	-
3 年 超 5 年 以 下		1,480,554	1,279,873	200,680	1,332,436	1,031,748	300,687	-	-
5 年 超 7 年 以 下		1,728,917	1,228,046	500,871	2,241,676	1,440,104	801,572	-	-
7 年 超 10 年 以 下		7,570,232	3,246,343	3,922,891	8,539,932	2,606,555	4,527,660	-	-
10 年 超		46,033,736	32,755,240	10,466,634	47,755,998	33,572,463	10,667,637	-	-
期限の定めのないもの		10,745,402	91,325	-	10,151,898	96,158	-	-	-
残存期間別残高計		206,030,169	39,411,900	15,091,077	205,303,025	39,624,301	16,498,238	-	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

該当ありません。

③ 貸出金償却の額

該当ありません。

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

(令和6年度)

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F=(E/(C+D))
現金	0	778,318	-	778,318	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	6,862,484	-	6,862,484	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	4,451,694	-	4,451,694	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	141,326,304	-	141,326,304	-	28,265,261	20
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	3,815,702	-	3,815,702	-	1,819,531	48
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,677,208	111,424	930,842	11,142	614,591	65
（うちトランザクター向け）	45	-	26,700	-	2,670	1,201	45
不動産関連向け	20~150	10,056,658	-	9,828,132	-	5,845,231	59
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	603,833	-	584,706	-	160,640	27
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	8,082,741	-	7,897,258	-	4,738,355	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	1,370,083	-	1,346,167	-	946,235	70
取立未済手形	20	36,794	-	36,794	-	7,358	20
信用保証協会等による保証付	0~10	27,639,228	-	27,252,911	-	2,725,291	10
株式等	250~400	549,760	-	549,760	-	549,760	100
上記以外	100~1250	8,824,871	-	8,824,871	-	18,251,456	207
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	6,284,390	-	6,284,390	-	15,710,975	250
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	2,540,481	-	2,540,481	-	2,540,481	100
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	58,078,482	-

(令和7年度)

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F=(E/(C+D))
現金	0	693,658	-	693,658	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	7,164,487	-	7,164,487	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	4,646,100	-	4,646,100	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	139,113,494	-	139,113,494	-	27,822,698	20
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	4,721,370	-	4,721,370	-	2,272,322	48
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,719,080	112,510	957,372	11,251	603,493	62
（うちトランザクター向け）	45	-	93,600	-	9,360	4,212	45
不動産関連向け	20~150	9,070,918	-	8,929,386	-	5,304,923	59
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	564,132	-	544,912	-	148,883	27
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	7,277,014	-	7,168,184	-	4,300,910	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	1,229,771	-	1,216,289	-	855,128	70
取立未済手形	20	31,500	-	31,500	-	6,300	20
信用保証協会等による保証付	0~10	28,800,583	-	28,498,073	-	2,849,807	10
株式等	250~400	549,760	-	549,760	-	714,688	130
上記以外	100~1250	8,780,820	-	8,780,820	-	18,207,405	207
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	6,284,390	-	6,284,390	-	15,710,975	250
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	2,496,430	-	2,496,430	-	2,496,430	100
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	57,781,638	-

⑤ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을勘案した後のエクスポージャーの額

(令和6年度)

(単位:千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,862,484	-	-	-	-	-	6,862,484			
我が国の地方公共団体向け	4,451,694	-	-	-	-	-	4,451,694			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	141,326,300	-	-	-	-	-	4	141,326,304		
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	300,741	3,511,156	-	-	-	3,804	-	-	-	3,815,702
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等	-	-	-	549,760	-	-	-	-	-	549,760
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	2,670	123,136	326,528	489,648	941,985					
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	119,244	-	-	247,327	-	-	-	-	11,942	206,191 584,706
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	7,897,258	-	-	-	-	0 7,897,258
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	1,326,577	19,590	-	-	-	-	-	-	-	1,346,167
現金	778,318	-	-	-	-	-	-	-	-	778,318
取立未済手形	-	-	36,794	-	-	-	-	-	-	36,794
信用保証協会等による保証付	0	27,251,700	-	-	-	1,210	27,252,911			

(令和7年度)

(単位:千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,164,487	-	-	-	-	-	7,164,487			
我が国の地方公共団体向け	4,646,100	-	-	-	-	-	4,646,100			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	139,113,494	-	-	-	-	-	-	-	-	139,113,494
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	300,741	4,416,908	-	-	-	3,719	-	-	-	4,721,370
劣後債権及びその他資本性証券等 株式等	-	-	-	549,760	-	-	-	-	-	549,760
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	9,360	123,498	315,506	520,256	968,623					
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	112,371	-	-	224,875	-	-	-	-	11,142	196,523 544,912
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	7,168,184	-	-	-	-	0 7,168,184
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	1,197,659	18,629	-	-	-	-	-	-	-	1,216,289
現金	693,658	-	-	-	-	-	-	-	-	693,658
取立未済手形	-	-	31,500	-	-	-	-	-	-	31,500
信用保証協会等による保証付	0	28,497,450	-	-	-	623	28,498,073			

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円、％）

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 信相当額の合計額 （CCF・信用 リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 信相当額の合計額 （CCF・信用 リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	183,095,094	-	-	181,904,632	182,437,054	-	-	181,347,266
40%～70%	12,849,612	26,700	10%	12,737,662	12,869,191	93,600	10%	12,792,113
75%	135,181	77,693	10%	135,079	138,066	12,790	10%	134,641
85%	201,654	-	-	166,378	170,507	-	-	153,944
90%～100%	362,852	500	10%	349,923	346,112	-	-	337,855
250%	549,760	-	-	549,760	549,760	-	-	549,760
その他	-	6,531	10%	653	262	6,120	10%	874
合計	197,194,155	111,424	10%	195,844,089	196,510,954	112,510	10%	195,316,455

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

項目	令和6年度		令和7年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
中堅中小企業等向け及び個人向け	60,103	262,343	67,876	297,326
自己居住用不動産等向け	-	325,366	-	308,795
合 計	60,103	587,709	67,876	606,121

（注）1. 当ＪＡは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

（単位：千円）

項 目	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
非 上 場	6,834,150	6,834,150	6,834,150	6,834,150
合 計	6,834,150	6,834,150	6,834,150	6,834,150

② 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益
該当ありません。

③ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
該当ありません。

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

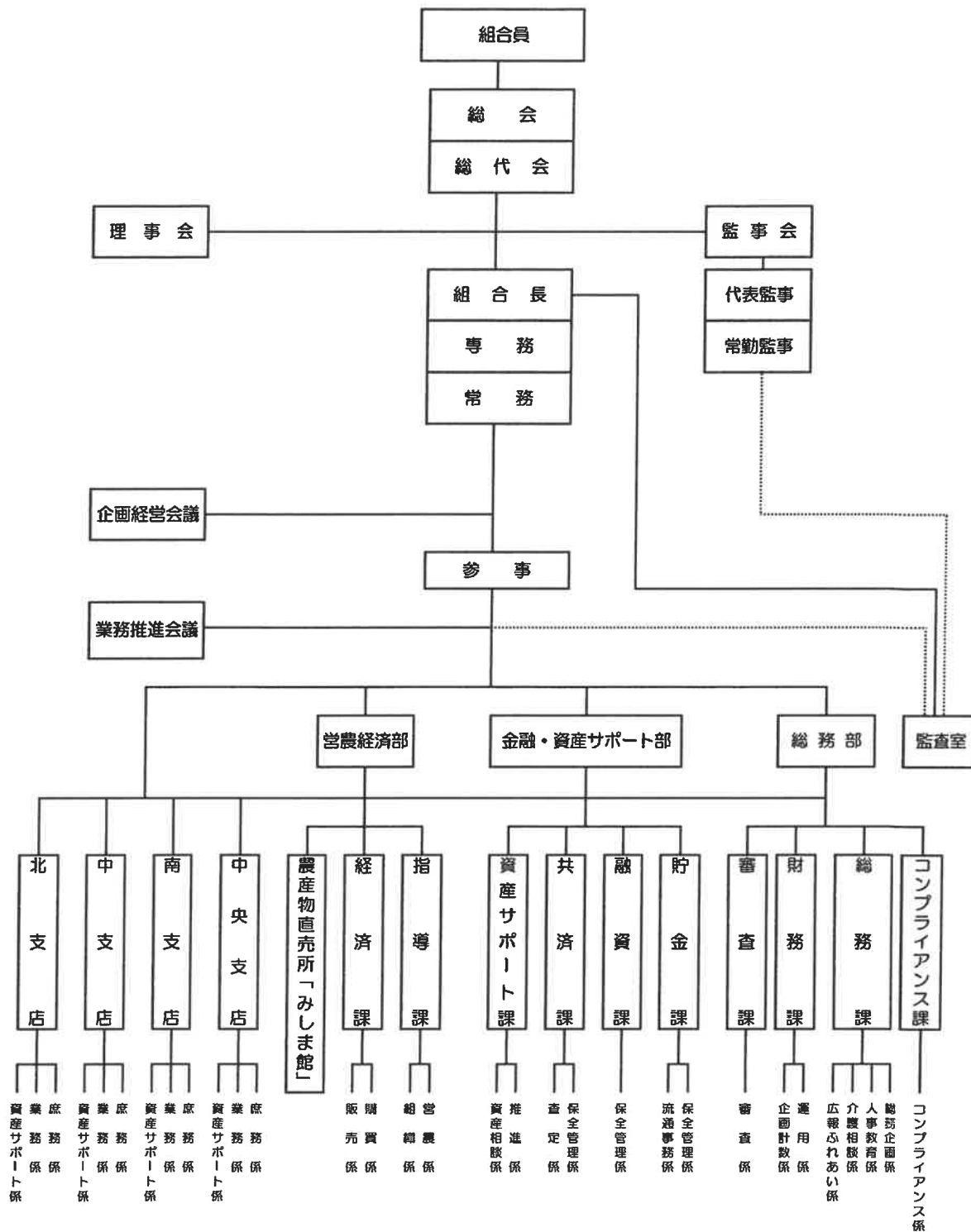
IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	913	926	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	290	342
3	スティープ化	1,640	1,500		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	568	455		
7	最大値	1,640	1,500	290	342
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	14,036		14,336	

- (注)
- 「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 - 「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 - 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 - 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス2を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 - 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 - 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 - 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 - 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇にする金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【JAの概要】

1. 機構図

令和8年7月1日現在



2. 役員一覧

●理事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	代表権	役 職 名	氏 名	代表権
代表理事組合長	西 上 聡	有	理 事	行 田 修	無
代表理事専務	寺 本 尚 司	有	理 事	山 口 正 勝	無
常 務 理 事	山 本 浩 一	無	理 事	大 神 澄 江	無
理 事	早 川 茂	無	理 事	隅 谷 貞 子	無
理 事	谷 山 正 昭	無	理 事	抱 利 次	無
理 事	岡 村 節 恵	無	理 事	奥 田 亜矢子	無
理 事	中 野 亨	無	理 事	西 原 健 治	無
理 事	中 野 均	無	理 事	吉 田 智	無
理 事	木 田 勝	無	理 事	角 野 力	無
理 事	塩 田 寛	無	理 事	吉 川 忠 明	無
計20名(うち女性4名)					

(順不同)

- (注) 1. 当組合は、保険会社との間で、理事を被保険者とした役員賠償責任保険契約(農協法第35条の8第1項に規定する保険契約)を締結しております。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用の損害等を填補するものです。
2. 西上聡、寺本尚司および山本浩一は農業協同組合法第30条第3項に定める常勤理事です。
3. 寺本尚司、山本浩一は定款第29条第3項および規約第33条第7項(2)の実務精通の常勤理事です。
4. 山本浩一は農業協同組合法第30条第3項に定める信用事業を担当する専任の理事です。
5. 山口正勝は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“二”に該当する理事です。
6. 西上聡、中野亨、中野均、木田勝、塩田寛、行田修、大神澄江、隅谷貞子、奥田亜矢子、西原健治、吉田智、吉川忠明は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“ハ”に該当する理事です。
7. 西上聡、寺本尚司、山本浩一、抱利次は農協法第30条第12項第2号の実践的能力(事業または経営プロ)を有します。

●監事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代 表 監 事	植 田 直 浩	監 事	川 井 清 宜
監 事	西 林 肇	監 事	岡 田 裕 人
監 事	中 幸 男	計5名(うち女性0名)	

(順不同)

- (注) 1. 当組合は、保険会社との間で、監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約(農協法第35条の8第1項に規定する保険契約)を締結しております。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用の損害等を填補するものです。
2. 植田直浩は定款第29条第3項および規約第33条第7項(2)の実務精通の常勤監事です。
3. 岡田裕人は農業協同組合法第30条第14項に定める員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和8年7月1日現在)

名 称	み の り 監 査 法 人
代 表 者	理事長 大森 一幸
主たる事務所	東京都港区芝5-29-11

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分		令和6年度	令和7年度
正組合員	個 人	1,834	1,817
	法人	農 事 組 合 法 人	2
		そ の 他 の 法 人	5
	計	1,841	1,824
准組合員	個 人	5,321	5,382
	農 業 協 同 組 合	0	0
	農 事 組 合 法 人	0	0
	そ の 他 の 団 体	106	104
	計	5,427	5,486
合 計		7,268	7,310

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
茨木市農協実行組合長会連絡協議会	22
茨木市農業振興団体連合会	407
茨木市農協女性会	366
茨木市農協年金友の会	8,631
茨木市農協農作業受託部会	33
J A 茨木市資産管理研究会	223
J A 茨木市朝市連携協議会	20
J A 茨木市農産物直売所「みしま館新鮮クラブ」	195
農事組合法人見山の郷交流施設組合※	209

(注1) 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しております。

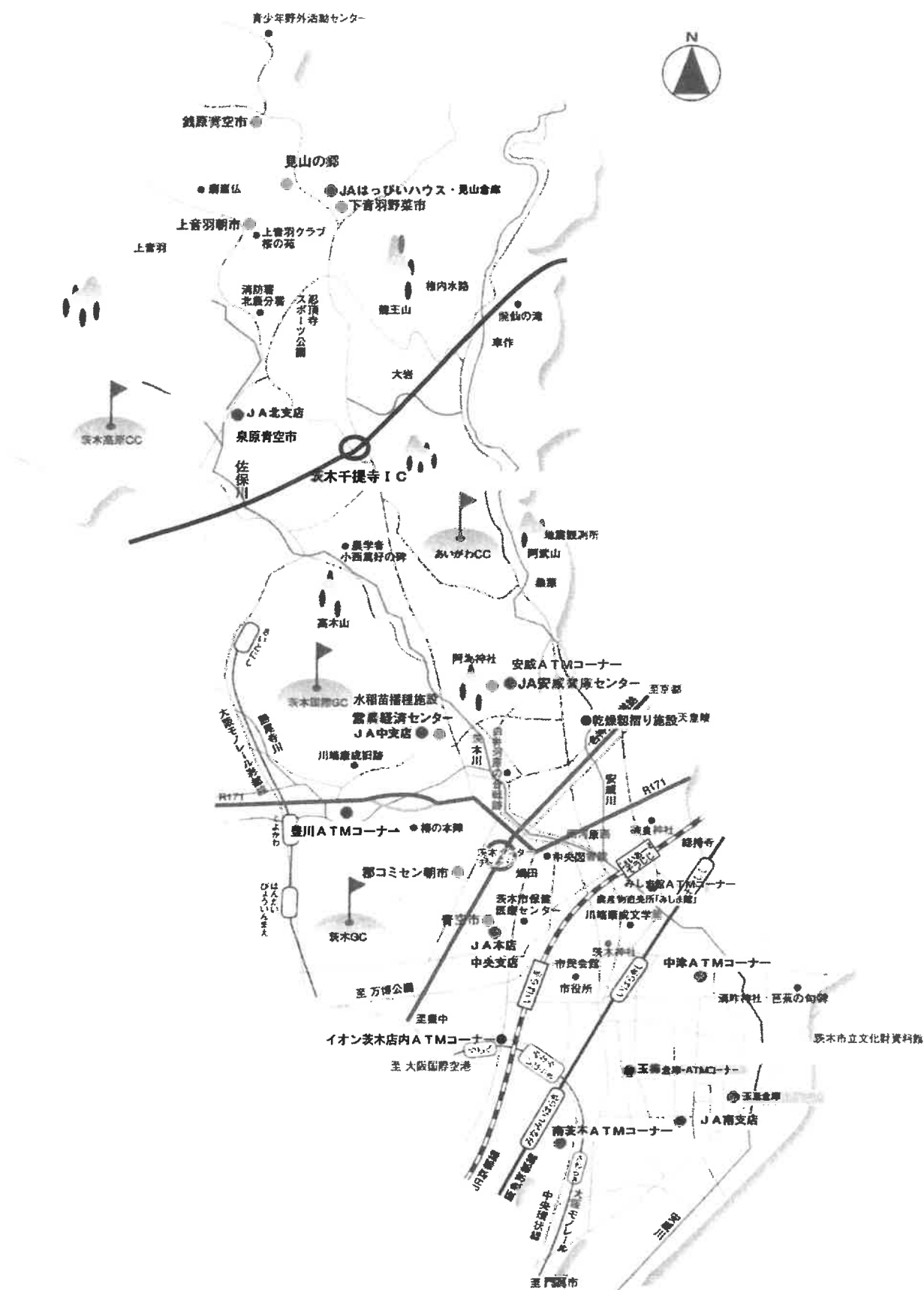
(注2) ※は自組合の組織の一部でない組合員組織です。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

茨木市地区一覧



8. 沿革・あゆみ



JA茨木市の沿革・あゆみ

昭和22年に農業協同組合法が公布され、昭和36年には農業協同組合合併助成法が制定されました。

昭和40年代に入ると大阪府下でも徐々に合併の機運が高まり、当組合は昭和50年3月31日に、茨木市内の10農協が合併し、茨木市農業協同組合として発足しました。平成元年9月には、三宅区域が加入し、名実ともに茨木市一円を地区とする体制が整いました。

その後、全国的なC1活動の展開のなかで、農業協同組合の愛称が「JA」になり、当JAも平成4年4月から新しい愛称として「JA茨木市」を使用することになりました。同時に、イメージアップと意識改革のためにC1推進委員会を設置し、全職員で店舗周辺の清掃活動（クリーン作戦）を実施しています。

平成10年2月には、当JAの健全経営と地域貢献等が評価され、平成9年度農村地域金融優良事例推進事業表彰組合として農林水産省経済局長賞を受賞しました。

また、高齢化社会に対応するため、平成12年4月から介護保険事業を開始しました。

平成17年3月に全中から優良農業協同組合として、平成18年2月に第5回JAバンク全国大会で優勝組合として表彰されました。

平成20年2月から経営基盤強化と業務効率化のため支所の統廃合を進め、平成25年2月に南部地区の支所・出張所の統廃合が完了し、JA茨木市は、南・中央・中・北の4支店となりました。

また、平成20年6月には、地場産農産物の販売のため「新鮮クラブ」により、農産物直売所「みしま館」がオープンし、平成23年6月からはJA直営となりました。

経済事業の効率化と組合員の利便性を図るため、令和元年7月に営農経済センターを新設し、さらに、令和3年9月には乾燥穀物貯蔵施設を令和4年4月には水稲苗播種施設を稼働させ、地域農業の継続・農家所得増大を図っています。

今後も、活力と競争力のある経営の創造をめざして組合員が安心して農業を営める活動や、地域との共生をはかる生活文化活動を展開していくことが大切であると意識し、1市1JAとしてさらに安定した基盤の確立を図っています。

昭和50年	3月31日	茨木市農業協同組合として合併により設立 (本所：茨木市駅前三丁目8番2号)
	9月	内国為替取扱業務開始
52年	4月	茨木市収納代理金融機関業務開始
	11月	茨木市農協会館(本所)営業開始 (茨木市上穂積二丁目1番50号)
55年	2月	貯金オンライン業務開始
58年	10月	貸付業務オンライン化移行
59年	3月	農協貯金全国ネットサービス開始
	8月	全国銀行内国為替制度に加盟
	10月	ATM稼働
60年	4月	全店舗機械化警備実施
	11月	合併10周年記念式典・組合員大会
62年	4月	国債代理窓取扱開始
	10月	共済オンラインシステム稼働
平成元年	9月	三島三宅農協の茨木市区域 (宇野辺・丑寅・蔵垣内地区)加入
2年	3月	本部情報システム稼働
	7月	都銀、地銀とCDオンライン業務提携
3年	2月	ATMサンデーバンキング稼働 (本所・玉櫛・福井支所)
	9月	第二地銀、信金、信組、労金とCDオンライン業務提携
4年	4月	全国キャッシュサービスATM日曜稼働
6年	1月	愛称「JA茨木市」設定
	9月	全店舗第3次オンライン稼働
7年	12月	国債自己窓取扱開始
10年	2月	合併20周年記念式典・組合員大会
	2月	出資金の増資
12年	4月	平成9年度農村地域金融優良事例表彰 組合として農林水産省経済局長賞受賞
	10月	居宅介護支援事業開始
	10月	JAバンクカード開始
	10月	投資信託取扱開始
	10月	デビットカード取扱開始
	12月	ホームページ開設
14年	1月	JASTEM稼働
	2月	インターネットバンキング開始
15年	2月	第2回JAバンク全国大会で信用事業功績組合として受賞
	3月	確定拠出年金取扱開始
17年	3月	全中優良農業協同組合表彰
	9月	合併30周年記念式典・組合員大会(10月)
18年	1月	個人向け国債販売開始
	2月	第5回JAバンク全国大会で優勝組合として受賞
20年	2月	三島支所・春日支所・南出張所統合(中央支所へ)
	6月	農産物直売所「みしま館」オープン
21年	2月	安威支所・福井支所・豊川支所統合(中支所へ)
22年	7月	石河支所・見山支所・清溪支所統合(北支所へ)
23年	6月	みしま館直営開始
25年	2月	玉櫛支所・南茨木支所・玉島支所・島出張所・星見 出張所統合(南支店へ)
		本所・支所の名称を本店・支店に変更
27年	4月	JAのイメージキャラクター「じゃい丸」誕生
	9月	合併40周年記念式典・組合員大会(10月)
28年	7月	農産物直売所「みしま館」来店者数150万人突破
	10月	「子ども」食堂へ食材提供開始
29年	3月	消防団協力事業所認定
	9月	青色防犯パトロール開始
令和元年	7月	新営農経済センターオープン
2年	6月	公式インスタグラム開設
3年	9月	乾燥穀物貯蔵施設稼働
4年	4月	水稲苗播種施設稼働
5年	2月	営農情報LINE開設
7年	3月	合併50周年記念式典・組合員大会(10月)

9. 店舗等一覧

(令和8年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容						
			信用	共済	購買	販売	指導	福祉	ATM
本店 介護支援センター	茨木市上穂積二丁目1番50号	072-627-7761 072-627-7767	○	○				○	2
中央支店	茨木市上穂積二丁目1番50号	072-627-8800	○	○					
南支店	茨木市真砂玉島台11番24号	072-636-8501	○	○					2
中支店	茨木市西福井三丁目1番27号	072-643-0033	○	○					2
北支店	茨木市大字泉原341番地	072-649-2400	○	○					1
営農経済センター	茨木市西福井三丁目2番3号	072-641-9050			○	○	○		
農産物直売所「みしま館」	茨木市庄二丁目26番22号	072-645-7100			○	○	○		
乾燥糶摺り施設	茨木市十日市町26番12号	072-641-9050							
はっぴいハウス（農村婦人の家）	茨木市大字下音羽484番地の1	072-649-3019							
安威書庫センター	茨木市安威二丁目20番6号								
水稻苗播種施設	茨木市西福井三丁目1番27号								
水稻苗緑化ハウス	茨木市西福井三丁目683-1								
玉櫛倉庫	茨木市水尾三丁目280-1								
玉島倉庫	茨木市玉島二丁目12番26号								
見山倉庫	茨木市大字下音羽484番地の1								
イオン茨木店内ATMコーナー	茨木市松ヶ本町8番30号								1
みしま館ATMコーナー	茨木市庄二丁目26番22号								1
中津ATMコーナー	茨木市中津町8番4号								1
玉櫛ATMコーナー	茨木市水尾三丁目280-1 （玉櫛倉庫内）								1
南茨木ATMコーナー	茨木市沢良宜西一丁目357-1								1
安威ATMコーナー	茨木市安威二丁目20番6号 （安威書庫センター内）								1
豊川ATMコーナー	茨木市豊川一丁目825-1								1

【参考】開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第 204 条に基づく開示項目】

1. 組合の概況及び組織に関する事項		5. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
業務の運営の組織	84	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金	
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	85	処理計算書	37
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称		債権のうち下に掲げるものの額及び①～④までの合計額	63
事務所の名称及び所在地	85	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、	
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に		③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
関する事項	86	元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された	
2. 組合の主要な業務の内容	23	信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げるものの額及び	
主要な業務の内容		①～④までの合計額	64
3. 組合の主要な業務に関する事項		①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、	
直近の事業年度における事業の概況	6	③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権	
直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58	自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官	
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失金		が別に定める事項	73
出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高		下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	66
貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率		有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、	
法第 52 条第 2 項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数		金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標		貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
主要な業務の状況を示す指標		貸出金償却の額	64
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益		会計監査人設置組合にあっては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定に	
及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く）	59	基づき会計監査人の監査を受けている旨	57
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	59	【その他の開示項目(任意開示項目)】	
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り		あいさつ	1
及び総資金利ざや	59	経営理念	2
受取利息及び支払利息の増減	59	経営方針	2
総資産経常利益率及び資本経常利益率	72	内部統制システム基本方針	4
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	72	経営管理体制	5
貯金に関する指標		農業振興活動	8
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均		地域貢献情報等	9
残高	60	組合員から監事への情報提供窓口	13
固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他		利用者保護等への取組み	14
の区分ごとの定期貯金の残高	60	利益相反管理への取組み	15
貸出金等に関する指標		反社会的勢力への対応	16
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び唐引手形の平均残高	61	金融円滑化への取組み	17
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	61	手数料一覧	26
担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他		JAFバンク・セーフティーネット	34
担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区		自己改革実践状況報告	35
分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	61	キャッシュ・フロー計算書	41
使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	61	部門別損益計算書	55
主要な農業関係の貸出金残高	62	財務諸表の正確性等にかかる確認	57
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額		貯金の科目別期末残高	60
に対する割合	62	貸出金の科目別期末残高	61
貯貸率の期末値及び期中平均値	72	金融再生法開示債権の状況	63
有価証券に関する指標		為替業務等取扱実績	64
商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府保証債		預かり資産の状況	67
及び貸付商品債券の区分をいう。)の平均残高	65	共済事業取扱実績	68
有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券		購買事業取扱実績	69
及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分		販売事業取扱実績	70
をいう。)の残存期間別の残高	65	指導事業	70
有価証券の種類別の平均残高	65	その他の事業	70
貯証率の期末値及び期中平均値	72	職員一人当たり指標	72
4. 組合の業務運営に関する事項		一店舗当たり指標	72
リスク管理の体制	11	組合員数	85
法令遵守の体制	13	組合員組織の状況	86
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9	地区一覧	87
金融 ADR 制度への対応	18		

